

宮若市次世代育成支援行動計画 後期計画

**平成22年3月
宮 若 市**

はじめに



我が国においては、総人口が減少に転じ、子どもの出生数及び合計特殊出生率が大きく低下し、予想以上の少子化の進行が、進むとともに、昨今の経済状況の急速な悪化などで、家庭及び地域特に子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきております。

そのため、国では、平成15年7月に本計画の基礎となる「次世代育成支援対策推進法」を制定した後も、『子どもと家族を応援する日本』重点戦略（平成19年12月）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月）等を相次いで策定し、「ワーク・ライフ・バランス」等の新しい概念を取り入れながら、子育て支援のための取り組みを推進してきました。また、今年に入ってから、「少子化社会対策大綱」とその実施計画である「子ども・子育て応援プラン」を見直し、大綱と実施計画をあわせた「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月閣議決定）を策定し、子ども手当の導入や高校教育の実質無償化等の子どもと子育てに関わる新たな施策の方針を示しました。

このような国の少子化対策が変遷する中、宮若市では、宮田町、若宮町の2町合併後の新市の行動計画として平成19年3月に「宮若市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、この計画に基づき、子育て支援対策に取り組んできました。

そして今回、前期計画の見直しを行うために、宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会を組織し、計画内容の検討を行っていただき、『すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち』を基本理念に、「宮若市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定いたしました。

今後、本計画を実現するため、行政、関係機関、事業所、地域、家庭が相互に連携し、計画を推進しなければならないと考えております。また、行政の役割として、個別の施策実施にあたり、必要に応じて関係各課で連携・情報交換を行い、子育てに関わる社会環境の変化などに的確かつ柔軟に対応しながら着実に推進します。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員の皆様、ニーズ調査において子育てに関する貴重なご意見や多大なご協力をいただきました皆様方に心から感謝を申し上げます。また、今後とも本計画の推進にあたり、更なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年3月

宮若市長 有吉 哲信

目次

第1章 【総論】

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の対象	2
5	子どもを取り巻く現状	3
(1)	人口の推移	3
(2)	出生の動向	7
(3)	婚姻の動向	9
(4)	人口動態	11
(5)	世帯の動向	12
(6)	就労状況	15
(7)	児童関連施設の状況	17
(8)	子どもを取り巻く諸問題	22
6	計画の体系	24
(1)	基本理念	24
(2)	基本的視点	24
(3)	基本目標	26
	計画体系	28

第2章 【各論】

基本目標1	地域における子育ての支援	31
主要課題(1)	地域における子育て支援サービスの充実	31
主要課題(2)	保育サービスの充実	33
主要課題(3)	子育て支援のネットワークづくり	35
主要課題(4)	児童の健全育成	38
基本目標2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	42
主要課題(1)	子どもや母親の健康の確保	42
主要課題(2)	「食育」の推進	45
主要課題(3)	思春期保健対策の充実	46
主要課題(4)	小児医療の充実	47

基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	49
主要課題 (1)	次代の親の育成	49
主要課題 (2)	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	50
主要課題 (3)	家庭や地域の教育力の向上	53
主要課題 (4)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	55
基本目標 4	子育てを支援する生活環境の整備	56
主要課題 (1)	良好な住宅の確保	56
主要課題 (2)	良好な居住環境の確保	57
主要課題 (3)	安全な道路交通環境の整備	57
主要課題 (4)	安心して外出できる環境の整備	58
主要課題 (5)	安全・安心まちづくりの推進等	58
基本目標 5	職業生活と家庭生活との両立の推進	60
主要課題 (1)	多様な働き方の実現及び男女が協力しあう働き方の見直し等	60
主要課題 (2)	仕事と子育ての両立のための基盤整備	60
基本目標 6	子ども等の安全の確保	63
主要課題 (1)	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	63
主要課題 (2)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	64
主要課題 (3)	被害に遭った子どもの保護の推進	65
基本目標 7	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	66
主要課題 (1)	児童虐待防止対策の充実	66
主要課題 (2)	ひとり親家庭等の自立支援の推進	67
主要課題 (3)	障害児施策の充実	69

第3章 【目標事業量】

目標事業量一覧	73
---------	----

第4章 【推進体制】

1	計画内容の周知徹底	75
2	関係機関との連携・協働	75
3	施策の推進	75
	計画推進体制	76

【関連資料】

1	次世代育成支援対策推進法	77
2	計画策定の経緯	85
3	宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱	86
4	宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会委員構成	87
5	宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会委員名簿	88

第 1 章【 総 論 】

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の平成 19 年の出生数は 1,089,818 人と、平成 18 年の 1,092,674 人より 2,856 人減少し、6 年ぶりに増加に転じた前年から再び減少に転じています。出生数の減少はわが国における年少人口（0～14 歳）の減少をもたらしましたが、合計特殊出生率（女性 1 人の生涯における平均出産数）をみると、平成 17 年が 1.26、平成 18 年が 1.32、そして平成 19 年は 1.34 となり、2 年連続で上昇しました。しかしながら平成 20 年の出生数は、国の推計では、前年を若干上回ると見込まれているものの、少子化の進行は歯止めがかかっていない状況です。

このような少子化の流れに歯止めをかけるため、これまで国は、様々な少子化対策を講じてきており、平成 15 年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を制定・公布しました。

推進法では、市町村は国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものとしており、本市では、平成 19 年 3 月に「すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち」を基本理念とする「宮若市次世代育成支援行動計画」（以下、「前期計画」という。）を策定しました。

この前期計画策定以降も、前述のとおり、全国的な少子化がさらに進行している状況を踏まえ、国は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成 19 年 12 月）を策定しました。

この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取り組みを進めていく方針を示しています。

この計画は、このような国の新たな方針を考慮しながら、本市におけるこれまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況や課題を整理し、平成 22 年 4 月から取り組む子育て支援に関する施策について行動計画（以下、「本計画」という。）として策定するものです。

第 1 章 【 総 論 】

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や具体的な事業を総合的にまとめたものです。

さらに、本計画では、「第 1 次宮若市総合計画」（平成 20 年 3 月策定）を上位計画とし、各種関連計画との整合性をもったものとして定めています。

3 計画の期間

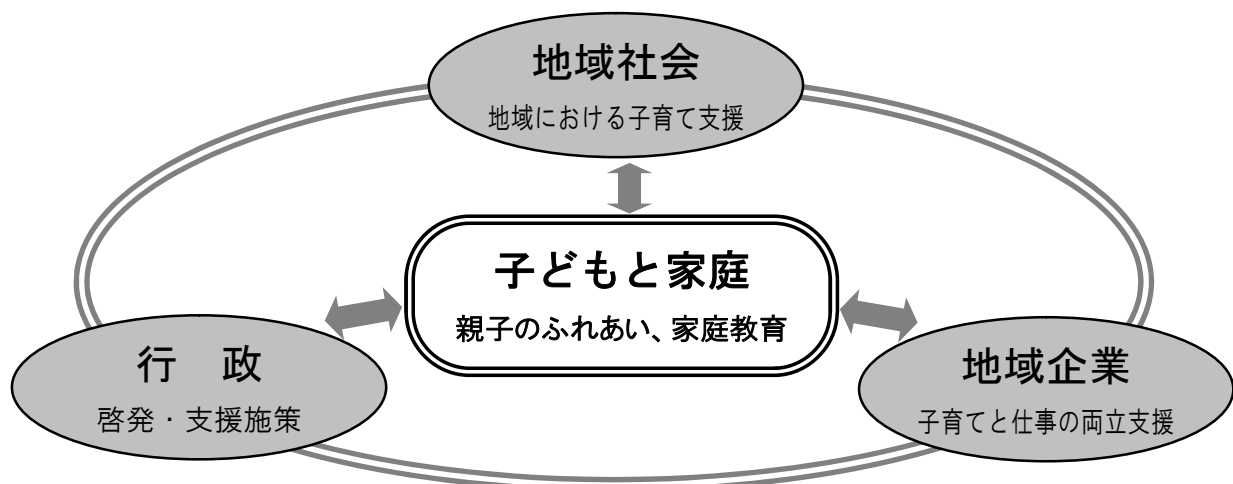
本計画は、平成 22 年度を初年度とし、平成 26 年度を目標年度とする 5 年間の計画です。

なお、社会・経済情勢の変化、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画期間(前期計画)							
		前期計画 見直し 期間	本計画期間(後期計画)				
			随時見直し				

4 計画の対象

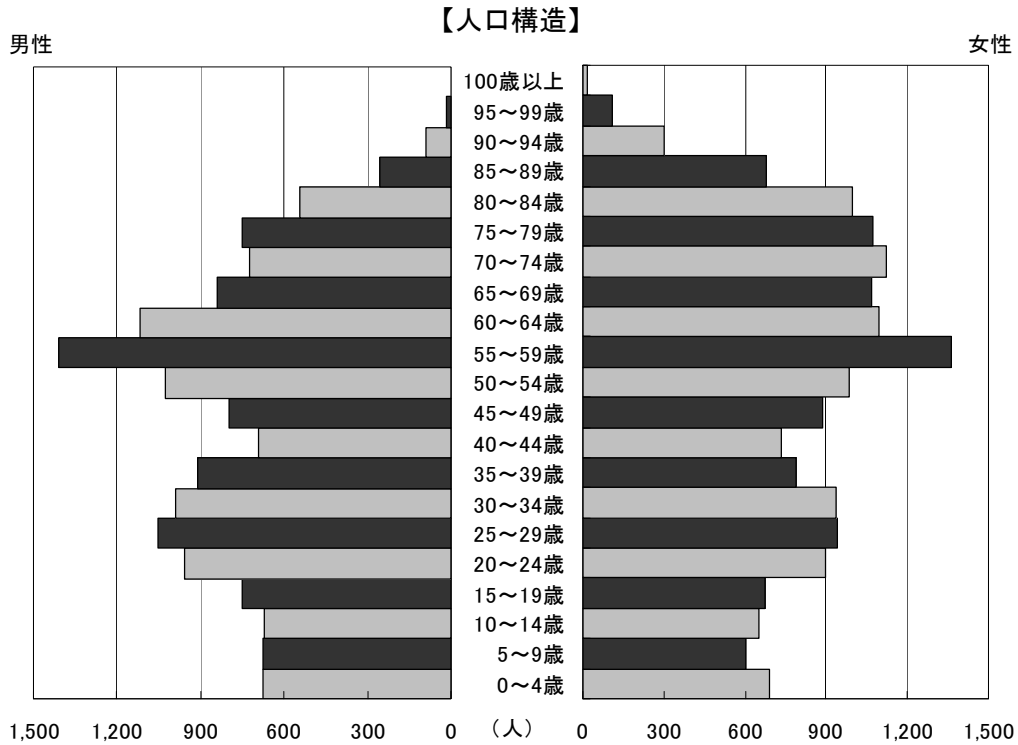
すべての子どもとその保護者の家庭等を対象に、地域住民、地域企業、行政など子どもを取り巻くすべての主体が協働し、子どもが健やかに生まれ、育まれる環境づくりを進めます。



(1) 人口の推移

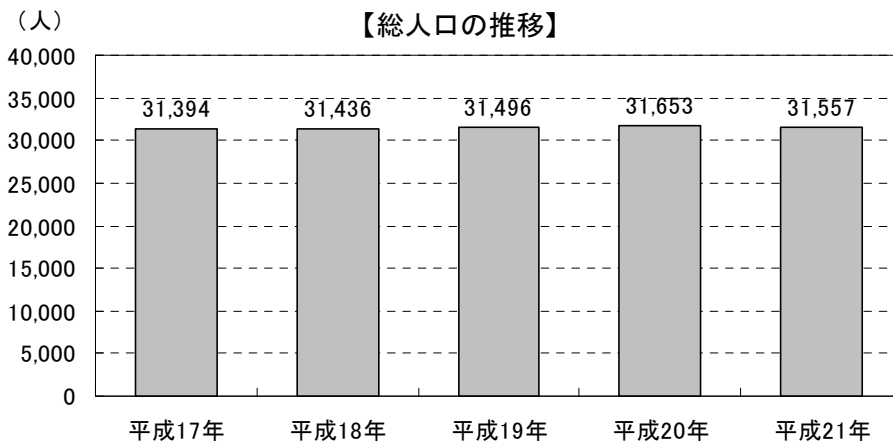
① 人口構造

本市の人口構造をみると、男性、女性ともに第1次ベビーブームにあたる55歳前後の人口が最も多く、全体的には「ひょうたん型」に近い状態になっており、少子化の傾向は顕著に現れているといえます。



② 総人口の推移

本市の人口は、平成17年から平成20年までは自動車関連産業の増産体制や新規企業立地により増加傾向にありましたが、平成20年秋以降の経済不況により、平成21年には減少に転じています。



第 1 章 【 総 論 】

③ 年齢 3 区分別人口

平成 21 年 3 月末時点で県と比較すると、年少人口と生産年齢人口比率は県より低くなっていますが、老年人口比率は県より高くなっており、県内でも少子高齢化が進行している地域であると考えられます。

しかし、本市の年齢 3 区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14 歳）の比率が、微増の傾向にあります。

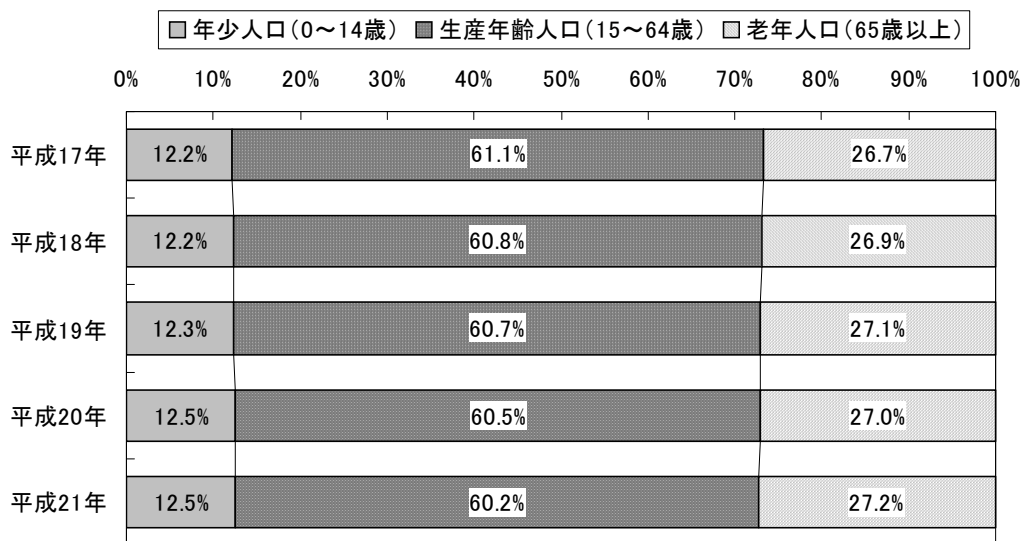
【年齢 3 区分別人口割合（県との比較）】

（単位：人）

	総人口	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)
福岡県	5,031,870	700,506	3,250,085	1,081,279
構成比	100.0%	13.9%	64.6%	21.5%
宮若市	31,557	3,958	19,013	8,586
構成比	100.0%	12.5%	60.2%	27.2%

※資料：住民基本台帳（平成 21 年 3 月末時点）

【年齢 3 区分別人口割合の推移】



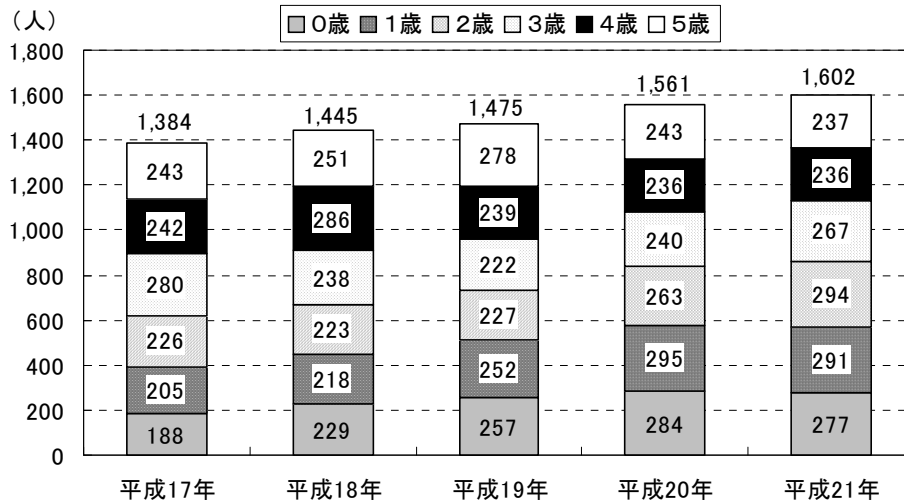
※資料：住民基本台帳（各年 3 月末時点）

④ 児童人口の推移

6～11 歳までの児童人口は、ほぼ 1,500 人程度で推移していますが、0～5 歳までの児童人口は、平成 17 年から増加傾向にあります。

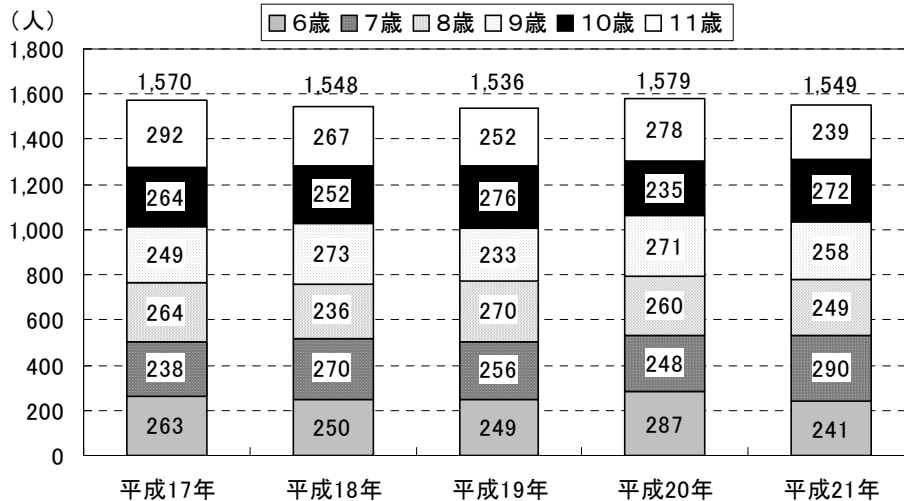
【児童人口の推移】

< 0～5 歳 >



※資料：住民基本台帳（各年 3 月末時点）

< 6～11 歳 >



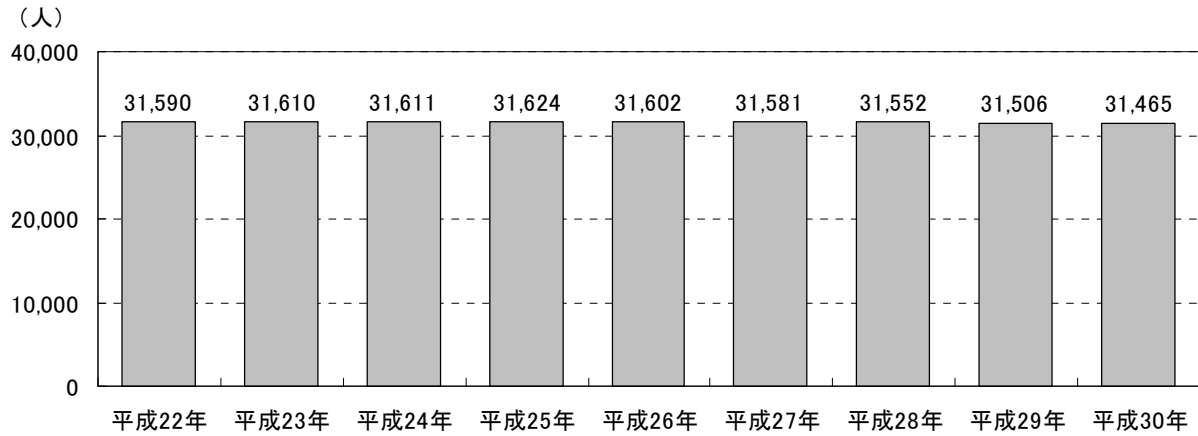
※資料：住民基本台帳（各年 3 月末時点）

第 1 章 【 総 論 】

⑤ 将来人口推計

住民基本台帳人口を使用した将来人口推計の結果によると、本市の将来人口は平成 25 年までは増加傾向にあり、平成 26 年からはわずかながら減少傾向を示しています。

【将来人口推計】

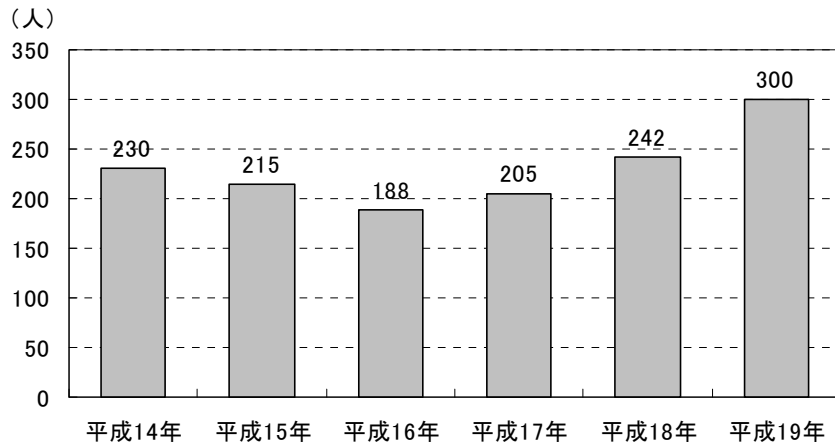


(2) 出生の動向

① 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、平成 14 年から減少を続けていましたが、平成 17 年には増加に転じており、平成 19 年には 300 人となっています。

【出生数の推移】

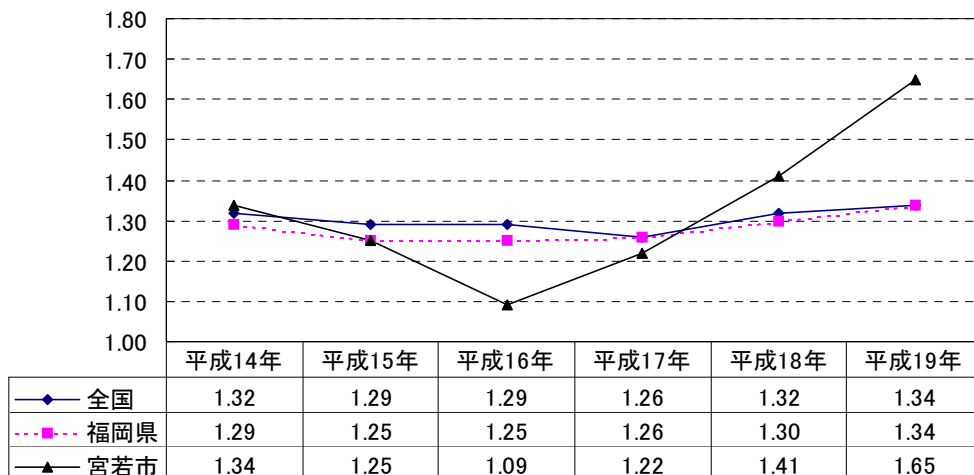


※資料：人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、平成 16 年から 17 年までは国・県を下回っていましたが、平成 18 年には 1.41、平成 19 年には 1.65 と国・県を大幅に上回っています。

【合計特殊出生率の推移（国・県との比較）】



※資料：人口動態統計

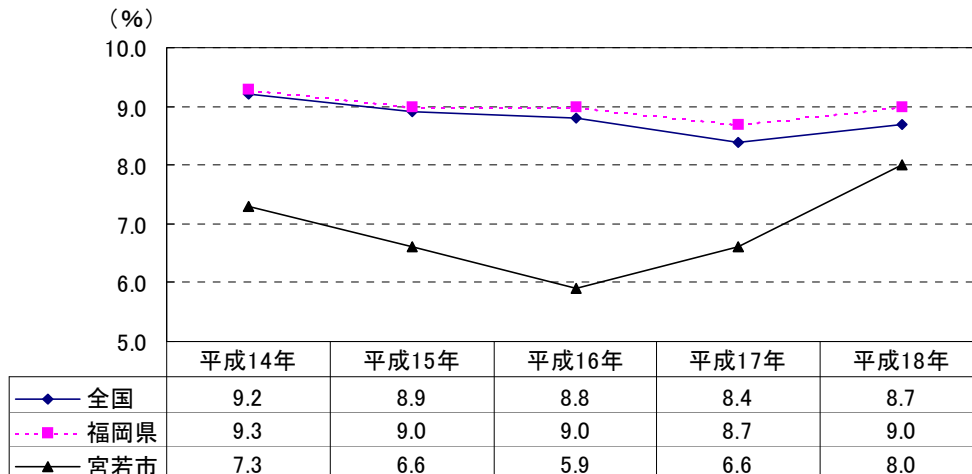
合計特殊出生率：国・県等によって算出方法が異なるが、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

第 1 章 【 総 論 】

③ 出生率・死亡率の推移

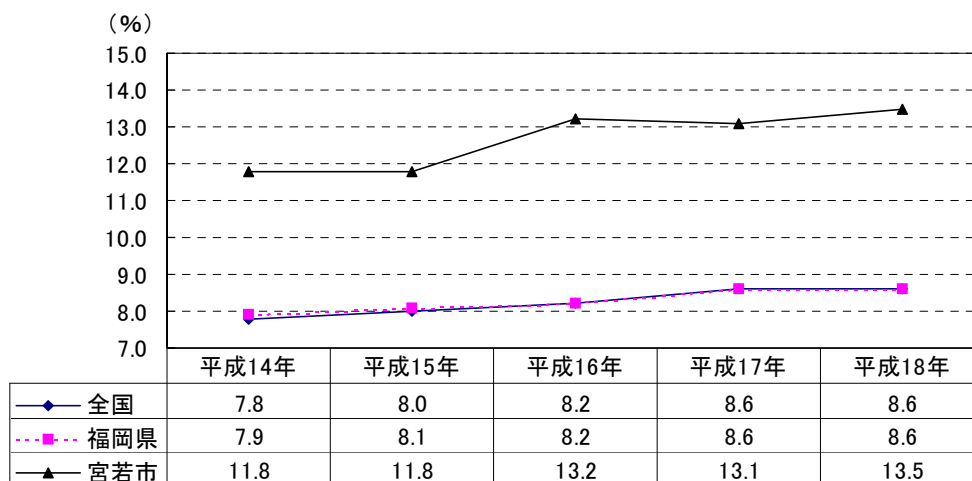
出生率は国・県より低い水準で推移し、国・県内でも特に少子化が進行している地域ではありますが、平成 16 年を境に回復傾向にあります。また、死亡率は国・県を大幅に上回っています。

【出生率の推移（国・県との比較）】



※資料：人口動態統計

【死亡率の推移（国・県との比較）】



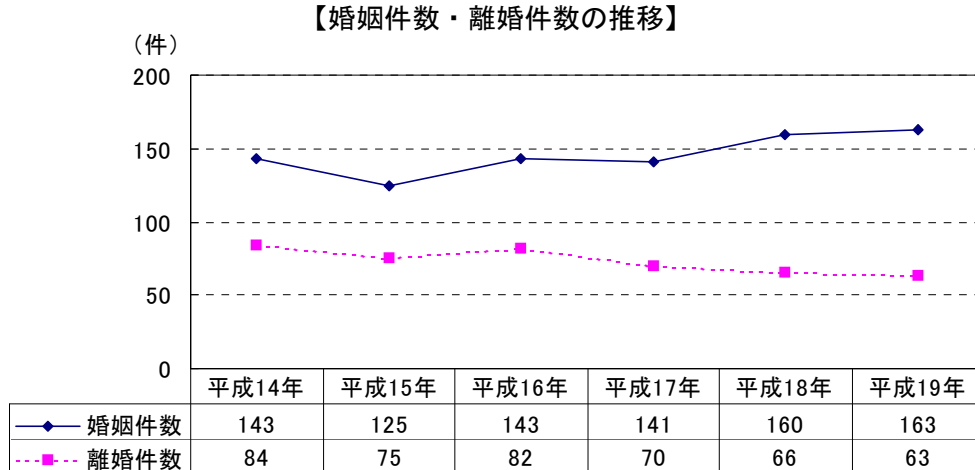
※資料：人口動態統計

出生率・死亡率（人口千対）：各年 10 月 1 日現在推計人口に対する割合（全国・県）

(3) 婚姻の動向

① 婚姻件数・離婚件数の推移

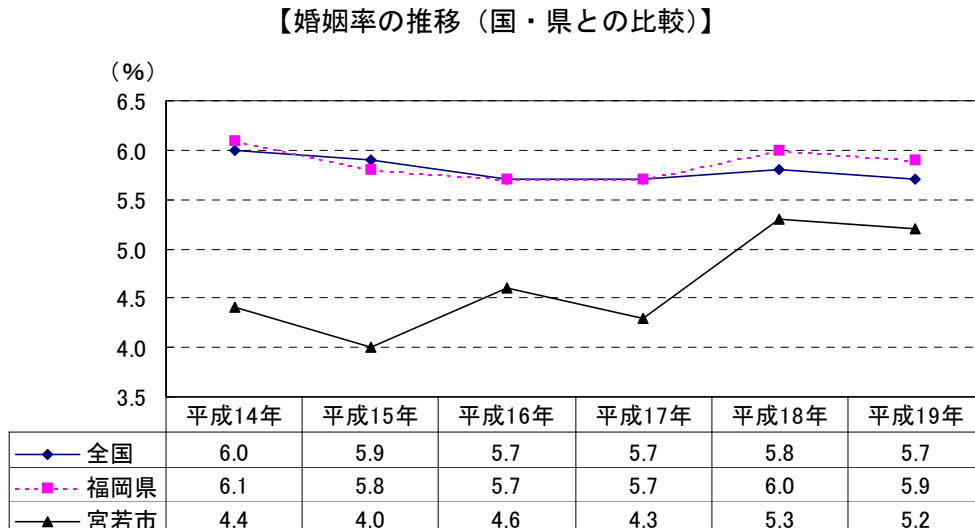
本市の婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成 15 年に減少しましたが、平成 16 年から増加に転じています。また、離婚件数は微減傾向にあります。



※資料：人口動態統計

② 婚姻率の推移

婚姻率は国・県より低い水準で推移しておりますが、平成 17 年から平成 18 年にかけて、急激に上昇しています。



※資料：人口動態統計

婚姻率（人口千対）：各年 10 月 1 日現在推計人口に対する割合（全国・県）

第 1 章 【 総 論 】

③ 未婚率

平成 17 年現在の 15 歳以上の未婚率をみると、男性は 31.0%、女性は 20.9%と、男性の方が高くなっています。年代別にみると、男性は 30～34 歳で過半数（50.9%）の人が、35～39 歳でも 3 割強（37.4%）が未婚で、同じ年代の女性に比べて多いことがわかります。

15 歳以上の未婚率の推移を県と比較すると、本市の未婚率は男女ともに県より低い水準で推移していますが、増加傾向にあります。

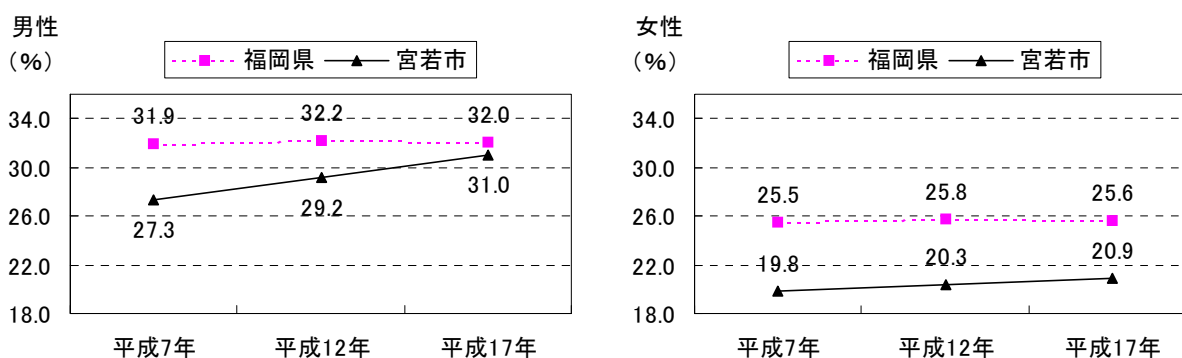
【性別年代別未婚率（男女 15～49 歳）】

（単位：人）

	男性				女性			
	宮若市			福岡県 未婚率	宮若市			福岡県 未婚率
	総数	未婚実数	未婚率		総数	未婚実数	未婚率	
15 歳以上総数	12,213	3,785	31.0%	32.0%	14,604	3,050	20.9%	25.6%
15～19 歳	819	814	99.4%	99.6%	765	754	98.6%	99.1%
20～24 歳	842	727	86.3%	93.3%	818	684	83.6%	89.6%
25～29 歳	860	596	69.3%	70.5%	804	472	58.7%	62.3%
30～34 歳	876	446	50.9%	45.3%	790	288	36.5%	34.9%
35～39 歳	637	238	37.4%	28.1%	716	165	23.0%	20.5%
40～44 歳	716	221	30.9%	20.1%	830	136	16.4%	13.8%
45～49 歳	909	191	21.0%	15.3%	975	102	10.5%	9.9%

※資料：平成 17 年国勢調査

【性別（男女 15 歳以上総数）未婚率の推移（県との比較）】



※資料：国勢調査

(4) 人口動態

① 人口動態の推移

平成 14～20 年度にかけての人口動態の推移をみると、本市の人口は、平成 14～18 年度にかけては減少していますが、平成 19 年度以降は増加に転じています。県と比較すると、県では自然増減の出生数が死亡数を上回っているのに対して、本市では死亡数が出生数を大きく上回っています。

【人口動態の推移】

(単位：人)

		人口増減	自然増減		社会増減	
			出 生	死 亡	転 入	転 出
福岡県	平成 14 年度	14,262	47,151	39,406	313,774	307,257
	平成 15 年度	8,771	45,884	41,483	312,507	308,137
	平成 16 年度	7,908	45,277	40,906	304,307	300,770
	平成 17 年度	3,509	44,211	42,899	301,611	299,414
	平成 18 年度	5,882	44,757	43,130	303,023	298,768
	平成 19 年度	3,281	46,297	43,716	298,676	297,976
	平成 20 年度	1,640	47,438	45,402	295,700	296,096
宮若市	平成 14 年度	-109	238	377	1,303	1,273
	平成 15 年度	-142	220	372	1,261	1,251
	平成 16 年度	-364	200	402	1,188	1,350
	平成 17 年度	-72	202	384	1,295	1,185
	平成 18 年度	-31	221	423	1,332	1,161
	平成 19 年度	159	290	401	1,485	1,215
	平成 20 年度	16	290	423	1,357	1,208

※資料：年報「福岡県の人口と世帯」

② 昼夜間人口比率

平成 17 年現在の昼夜間人口比率は 114.6%となっており、昼間は本市以外から通勤通学のため、人が集まって来ていることがわかります。

【昼夜間人口比率】

(単位：人)

	昼間人口 (A)	常住人口 (B)	昼夜間人口比 (A/B)
福岡県	5,030,396	5,025,603	100.1
宮若市	35,042	30,573	114.6

※資料：平成 17 年国勢調査

第 1 章 【 総 論 】

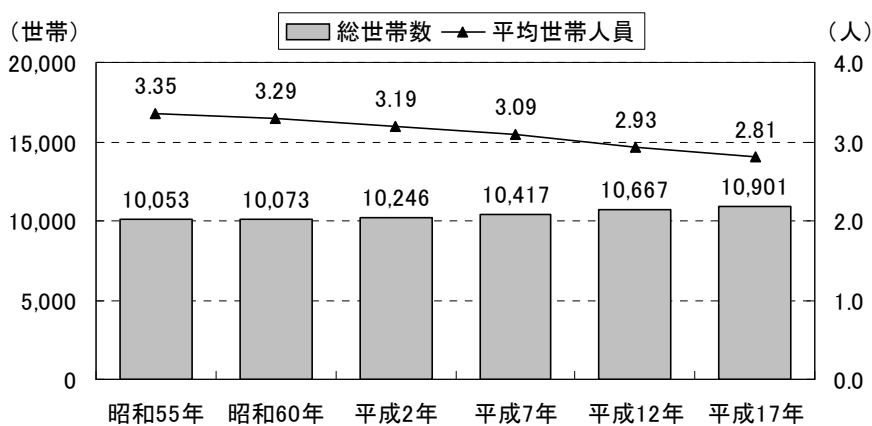
(5) 世帯の動向

① 総世帯数・平均世帯人員の推移

総世帯数は、おおむね 10,000 世帯台で推移しており、昭和 55 年から平成 17 年まで緩やかな増加傾向にあります。平均世帯人員は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

県でも、総世帯数は年々増加傾向にあります。平均世帯人員は減少傾向にあることから、県においても本市同様に核家族化の進行がうかがえます。

【総世帯数・平均世帯人員の推移】



※資料：国勢調査

【総世帯数・平均世帯人員の推移（県との比較）】

(単位：世帯、人)

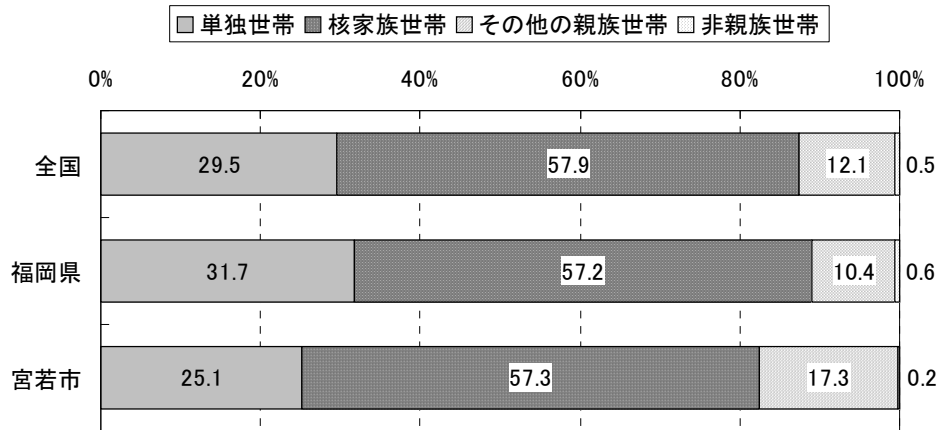
		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
福岡県	総世帯数	1,432,382	1,522,528	1,639,213	1,782,911	1,917,721	2,009,911
	平均世帯人員	3.18	3.10	2.93	2.77	2.62	2.51
宮若市	総世帯数	10,053	10,073	10,246	10,417	10,667	10,901
	平均世帯人員	3.35	3.29	3.19	3.09	2.93	2.81

※資料：国勢調査

② 世帯構成

平成 17 年現在の世帯構成を国・県と比較すると、核家族世帯の割合は全国より低く、県と比較すると大きな違いはみられません。

【世帯構成（国・県との比較）】



※資料：平成 17 年国勢調査
 ※端数調整のため、割合の合計が 100%にならない場合がある。

③ 家族構成

平成 17 年現在の家族構成を県と比較すると、本市ではその他の親族世帯の割合が高く、単独世帯の割合は県よりも低くなっています。

【家族構成（県との比較）】

(単位：上段一世帯、下段-%)

	一般世帯数	単独世帯	核家族世帯				その他の親族世帯	非親族世帯
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
福岡県	1,984,662	630,031	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150
	100.0%	31.7%	18.6%	29.1%	1.2%	8.2%	10.4%	0.6%
宮若市	10,841	2,718	2,013	2,901	179	1,123	1,880	27
	100.0%	25.1%	18.6%	26.8%	1.7%	10.4%	17.3%	0.2%

※資料：平成 17 年国勢調査
 ※端数調整のため、割合の合計が 100%にならない場合がある。

第 1 章 【 総 論 】

④ 18 歳未満の児童のいる世帯数

本市の平成 17 年現在での一般世帯に占める 18 歳未満の児童のいる世帯数は 2,640 世帯となっており、その割合を県と比較しても、大きな違いはみられません。

【全世帯における 18 歳未満の児童のいる世帯数（県との比較）】

（単位：世帯）

	一般世帯数（A）	18 歳未満の児童のいる 世帯数（B）	（B）／（A）
福岡県	1,984,662	491,692	24.8%
宮若市	10,841	2,640	24.4%

※資料：平成 17 年国勢調査

⑤ 1 世帯あたりの人員数

本市の 1 世帯あたりの人員数をみると、福岡県内 66 市町村中第 34 位となっており、県平均 2.42 人と比較すると 2.66 人で、1 世帯あたりの人員がやや多い地域であることがわかります。

【1 世帯あたりの人員数】

（単位：人）

順位	自治体名	人員数 （世帯）	順位	自治体名	人員数 （世帯）	順位	自治体名	人員数 （世帯）
1	大刀洗町	3.34	31	古賀市	2.70	43	久留米市	2.60
2	立花町	3.29	32	遠賀町	2.70	44	行橋市	2.60
3	黒木町	3.26	33	豊前市	2.68	45	春日市	2.59
4	大木町	3.25	34	宮若市	2.66	46	粕屋町	2.59
5	筑前町	3.22	35	志免町	2.66	47	宗像市	2.57
6	志摩町	3.21	36	築上町	2.66	48	大野城市	2.56
7	うきは市	3.17	37	筑紫野市	2.65	49	太宰府市	2.56
8	みやま市	3.15	38	赤村	2.65	.	.	.
9	東峰村	3.13	39	桂川町	2.64	.	.	.
10	柳川市	3.09	40	福智町	2.64	.	.	.
.	.	.	41	芦屋町	2.62	65	北九州市	2.32
.	.	.	42	鞍手町	2.61	66	福岡市	2.10

※資料：人口移動調査（平成 19 年 10 月～平成 20 年 9 月）

※一世帯あたりの人員数は人口移動調査の「人口／世帯数」で算出

※福岡県の人員数（世帯）は「2.42」、市部は「2.37」

⑥ 母子世帯・父子世帯

平成 17 年現在の本市の母子・父子世帯の割合を県と比較すると、母子・父子世帯ともに県よりも若干高くなっています。

【母子・父子世帯の状況（県との比較）】

（単位：世帯）

	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
福岡県	1,984,662	38,806	2.0%	3,957	0.2%
宮若市	10,841	268	2.5%	31	0.3%

※資料：平成 17 年国勢調査

（6）就労状況

① 男女別就業率

平成 17 年現在の男女別就業率を県と比較すると、本市では男女ともに低くなっており、県内でも比較的就業率が低い地域であることがわかります。

【男女別就業率の状況（県との比較）】

（単位：人）

	男性			女性		
	15 歳以上総数	就業者数	就業率	15 歳以上総数	就業者数	就業率
福岡県	2,020,437	1,289,073	63.8%	2,303,971	1,008,081	43.8%
宮若市	12,213	7,471	61.2%	14,604	5,878	40.2%

※資料：平成 17 年国勢調査

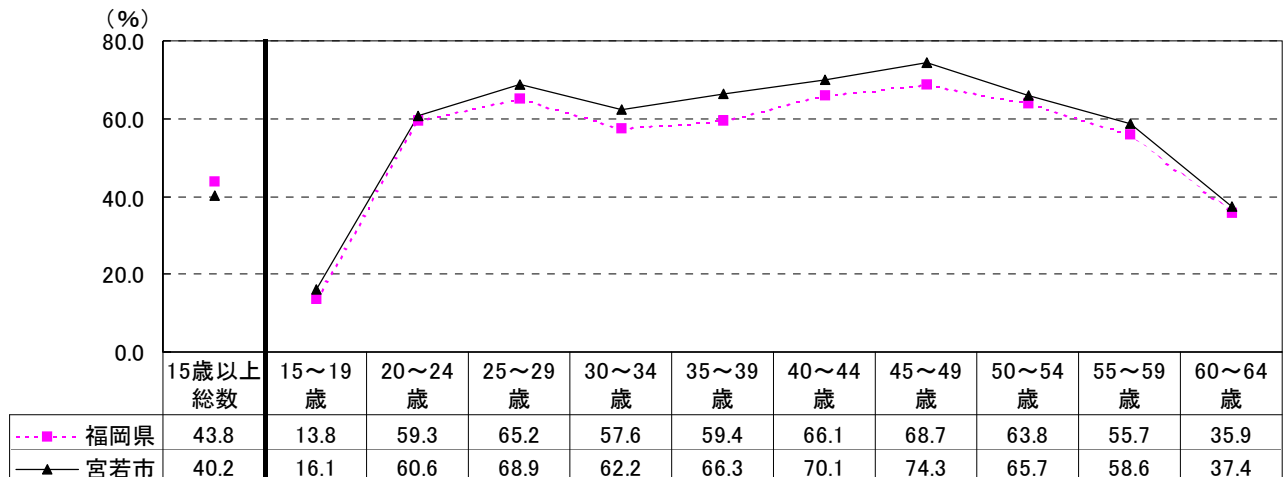
第 1 章 【 総 論 】

② 女性の年齢別就業率

平成 17 年現在で本市の女性の年齢別就業率をみると、30 歳代の就労率が 20 歳代後半、40 歳代に比べ低く「M字型カーブ」になっています。これは、結婚や出産に伴い離職し、子育てが一段落してから再就職する女性が多いことを表しています。

しかし、県と比較してもわかるように、20 歳代から 40 歳代にかけての就労率はそれほど大きな差はなく、結婚・出産しても働き続ける女性が多いことがわかります。

【女性の年齢別就業率（県との比較）】



※資料：平成 17 年国勢調査

【女性の年齢別就業状況（県との比較）】

（単位：人）

	福岡県			宮若市		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15 歳以上総数	2, 303, 971	1, 008, 081	43. 8%	14, 604	5, 878	40. 2%
15～19 歳	138, 843	19, 114	13. 8%	765	123	16. 1%
20～24 歳	163, 070	96, 770	59. 3%	818	496	60. 6%
25～29 歳	172, 379	112, 381	65. 2%	804	554	68. 9%
30～34 歳	188, 786	108, 712	57. 6%	790	491	62. 2%
35～39 歳	165, 914	98, 478	59. 4%	716	475	66. 3%
40～44 歳	155, 808	102, 932	66. 1%	830	582	70. 1%
45～49 歳	159, 432	109, 556	68. 7%	975	724	74. 3%
50～54 歳	185, 818	118, 568	63. 8%	1, 223	804	65. 7%
55～59 歳	209, 241	116, 579	55. 7%	1, 254	735	58. 6%
60～64 歳	167, 784	60, 225	35. 9%	1, 026	384	37. 4%

※資料：平成 17 年国勢調査

(7) 児童関連施設の状況

① 認可保育所の状況

市内には、平成 21 年 4 月現在で 3 箇所の公立認可保育所と 1 箇所の私立認可保育所があります。

0～5 歳児の入所対象児童数、入所児童数ともに年々増加しています。入所対象児童のうち保育所（園）を利用している児童の割合（利用率）は、平成 21 年度で 33.8%となっています。

(単位：人)

区分	保育所名	所在地	開設年月	定員	入所児童数	開所時間
公立	第 1 保育所	宮田123番地1	S28年 7月	150	149	7:00～18:00
公立	第 2 保育所	磯光1610番地1	S48年 4月	80	70	7:00～18:00
公立	認定こども園さくら幼児園 (第 3 保育所)	磯光565番地	S57年 4月	107	100	7:00～18:00
私立	福丸保育園	福丸504番地	S25年12月	120	121	8:00～18:00
計				457	440	

※資料：平成 21 年 4 月 1 日現在

※認定こども園さくら幼児園については、保育所籍の定員及び入所児童数を計上しています。

【認可保育所（園）の入所児童数、利用率等の推移】

(単位：人、園)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
入所対象児童数(0-5 歳) A	1,384	1,445	1,475	1,561	1,602
保育所(園)数	4	4	4	4	4
公立保育所(園)	3	3	3	3	3
私立保育所(園)	1	1	1	1	1
入所児童数(4 月 1 日時点) B	507	516	519	534	541
公立保育所(園)	326	334	331	347	328
私立保育所(園)	181	182	188	187	213
利用率 (B/A)	36.6%	35.7%	35.2%	34.2%	33.8%

※認可保育所：児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士等の職員数など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。保護者が仕事や病気などの理由で小学校就学前の子どもを保育できない場合に、子どもを預かって保育する。

第 1 章 【 総 論 】

② 幼稚園の状況

本市には、平成 21 年 4 月現在で 7 箇所の公立幼稚園があります。

幼稚園入園対象児童（4・5 歳）数は年々緩やかに減少しています。入園対象児童のうち幼稚園を利用している児童の割合（利用率）も微減しています。

（単位：人）

区分	幼稚園名	所在地	開設年月	定員	在園児数	開所時間
公立	宮田南幼稚園	宮田3461番地	S51年 4月	70	35	8:30~14:30
公立	宮田北幼稚園	龍徳1464番地	S30年 5月	140	24	8:30~14:30
公立	認定こども園さくら幼児園 (宮田東幼稚園)	磯光551番地	S49年 4月	30	29	8:30~14:30
公立	緑ヶ丘幼稚園	磯光1888番地6	S50年 4月	70	29	8:30~14:30
公立	笠松幼稚園	下有木837番地	S32年10月	70	15	8:30~14:30
公立	若宮幼稚園	竹原5番地	S48年 4月	280	54	8:30~14:30
公立	吉川幼稚園	脇田395番地	S48年 4月	140	10	8:30~14:30
計				800	196	

※資料：平成 21 年 5 月 1 日現在

※認定こども園さくら幼児園については、幼稚園籍の定員及び在園児童数を計上しています。

【幼稚園の在園児童数、利用率等の推移】

（単位：人）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
入園対象児童数(4・5 歳) A	485	537	517	479	473
在園児童数(5 月 1 日時点) B	231	228	223	192	195
利用率 (B/A)	47.6%	42.5%	43.1%	40.1%	41.2%

③ 学童保育所の状況

本市には、現在 6 箇所の学童保育所が設置されています。

入所対象児童のうち、学童保育所に登録している児童の割合（利用率）をみると、平成 21 年度では 22.9%となっています。

（単位：人）

名 称	所 在 地	開設年月	職員	定員	登録児童数	実施時間
宮田南学童保育所	宮田南小学校内	H 9年 4月	3	25	35	[平日] 放課後～18:00 [土曜日・長期休暇] 8:00～18:00
宮田北学童保育所	宮田北幼稚園内	H13年10月	4	25	26	
宮田学童保育所	宮田小学校内	H15年 4月	3	25	33	
宮田東学童保育所	宮田東小学校内	H16年 4月	4	25	37	
笠松学童保育所	笠松小学校内	H17年 4月	3	25	16	
若宮学童保育所	若宮小学校内	H14年 4月	3	40	32	[平日] 放課後～18:30 [土曜日・長期休暇] 8:30～18:30
計			20	165	179	

※資料：平成 21 年 4 月 1 日現在

※定員については、平成 22 年 4 月 1 日改正予定。

【学童保育所の登録児童数、利用率等の推移】

（単位：人、箇所）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
入所対象児童数 (1～3年生) A	766	767	780	795	780
実施箇所数	6	6	6	6	6
登録児童数 B	137	163	140	176	179
利用率 (B/A)	17.9%	21.3%	17.9%	22.1%	22.9%

第 1 章 【 総 論 】

④ 小学校・中学校の状況

市内の小学校は公立 10 校、中学校は公立 4 校となっています。

小学校・中学校の推移をみると、小学校・中学校ともに児童数（生徒数）は減少傾向を示しています。

（単位：学級、人）

	区分	名称	所在地	創設年月	学級数 (特別支援学級)	在校児童生徒数
小学校	公立	宮田南小学校	宮田3461番地	M9年3月	13 (1)	310
	公立	宮田北小学校	龍徳1464番地	M22年4月	8 (2)	201
	公立	宮田東小学校	磯光573番地	S24年4月	9 (1)	231
	公立	宮田小学校	磯光1888番地6	S47年4月	8 (1)	206
	公立	笠松小学校	下有木837番地	M22年6月	7 (1)	133
	公立	若宮小学校	福丸304番地1	M19年4月	8 (1)	234
	公立	山口小学校	山口2580番地	M7年10月	4 (0)	47
	公立	若宮西小学校	宮永11番地1	M25年3月	7 (1)	87
	公立	吉川小学校	脇田394番地1	M19年4月	6 (0)	98
	公立	若宮南小学校	三ヶ畑420番地	M43年4月	2 (0)	6
	計				72 (8)	1,553
中学校	公立	宮田中学校	宮田4705番地	S22年4月	10 (1)	273
	公立	宮田光陵中学校	磯光1317番地1	S54年4月	8 (2)	209
	公立	宮田西中学校	芹田9番地	S31年5月	3 (0)	67
	公立	若宮中学校	金丸773番地1	S39年5月	9 (1)	247
	計				30 (4)	796

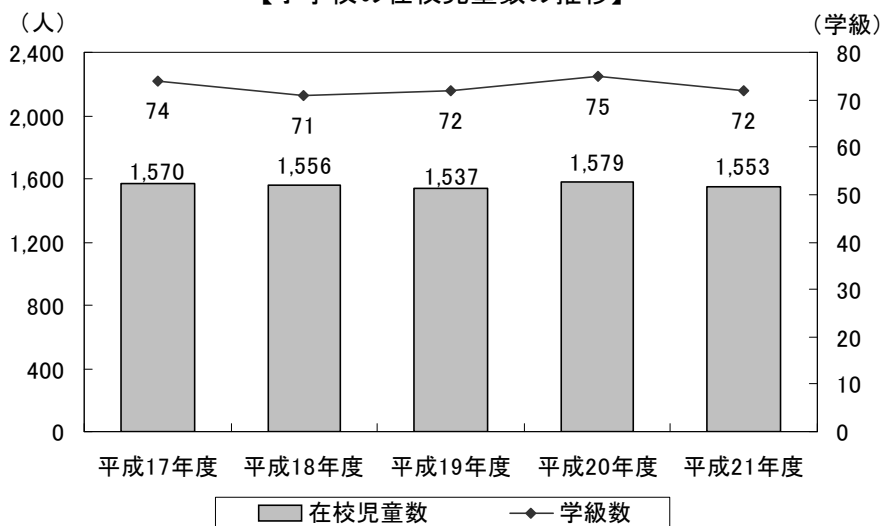
※資料：平成 21 年 5 月 1 日現在

【小学校・中学校の児童数・生徒数、学級数等の推移】

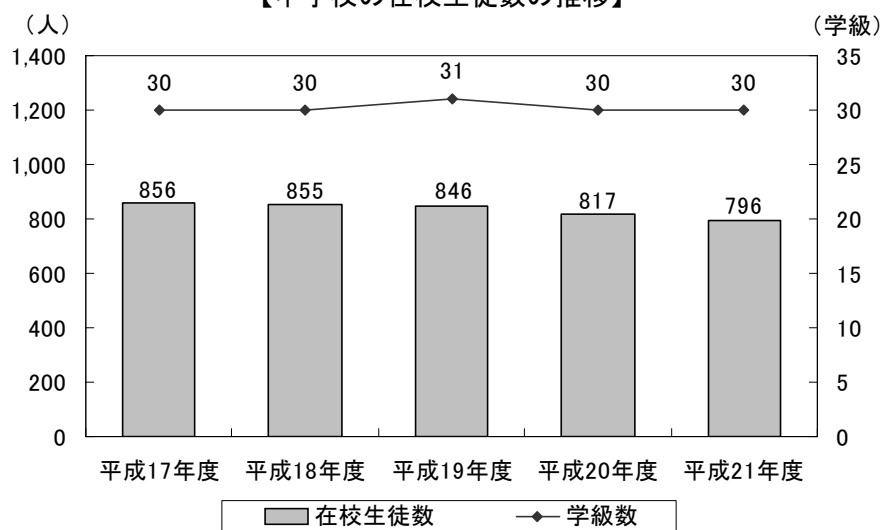
(単位：人、学級)

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
小学校 (10 校)	学級数	74	71	72	75	72
	特別支援学級	7	7	8	8	8
	児童数	1,570	1,556	1,537	1,579	1,553
中学校 (4 校)	学級数	30	30	31	30	30
	特別支援学級	3	3	4	4	4
	生徒数	856	855	846	817	796

【小学校の在校児童数の推移】



【中学校の在校生徒数の推移】

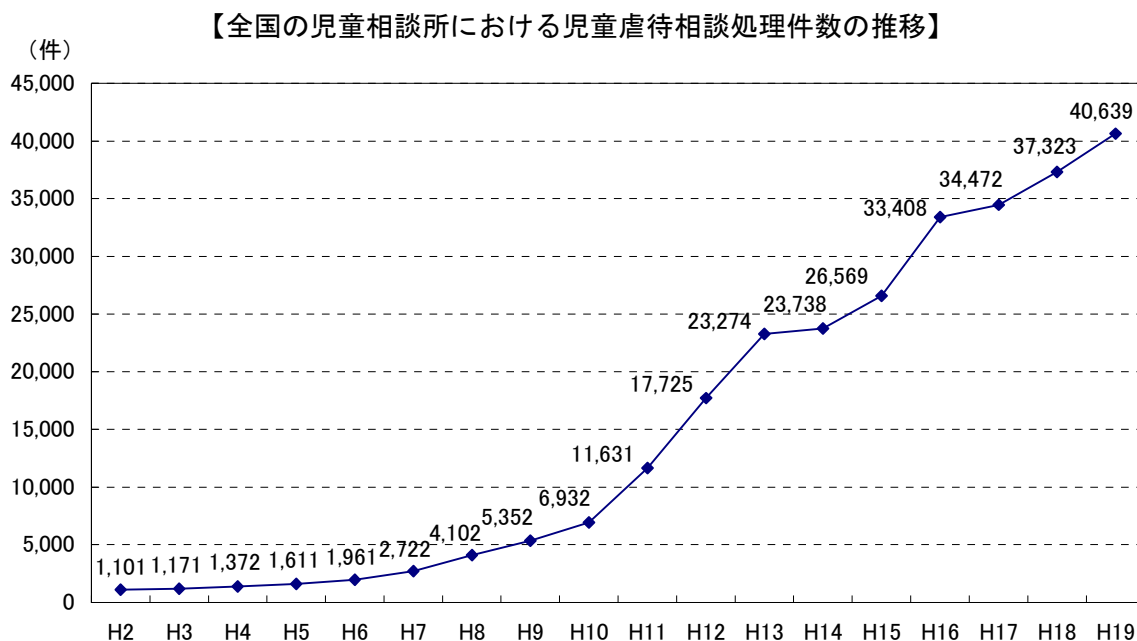


第 1 章 【 総 論 】

(8) 子どもを取り巻く諸問題

① 全国の児童相談所における相談件数の推移

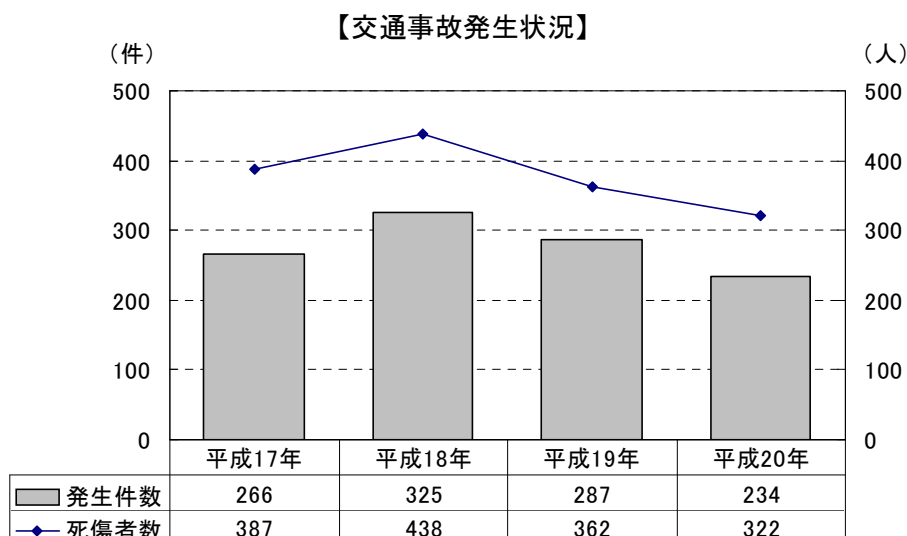
平成 19 年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談件数は 40,639 件で、統計を取り始めた平成 2 年度を 1 とした場合の約 35 倍、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ約 3 倍と、年々増加しています。



※資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

② 交通事故発生状況

本市の交通事故発生状況をみると、平成 17 年から平成 18 年で若干の上昇がみられますが、おおむね減少傾向を示しています。



※資料：交通年鑑

③ 刑法犯発生状況

本市の刑法犯発生状況をみると、平成 20 年においては発生件数が 500 件を超えており、そのうち窃盗が全体の 8 割以上を占めています。

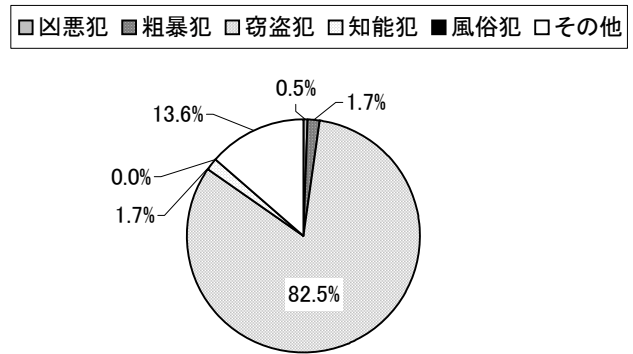
一方、福岡県の刑法犯少年の推移をみると、おおむね減少傾向を示しており、平成 20 年度現在 7,085 人となっています。前年と比べ 1,167 人、平成 15 年と比べると 5,049 人減少しています。

【宮若市刑法犯発生状況】

(単位：件)

刑法犯罪	
凶 悪 犯	3
粗 暴 犯	10
窃 盗 犯	480
知 能 犯	10
風 俗 犯	0
そ の 他	79
総 数	582

【刑法犯罪種別】



※資料：福岡県警察

市町村別犯罪発生状況（平成 20 年）

※端数調整のため、割合の合計が 100%にならない場合がある。

※凶悪犯：殺人、強盗、放火等

粗暴犯：傷害、暴行、恐喝等

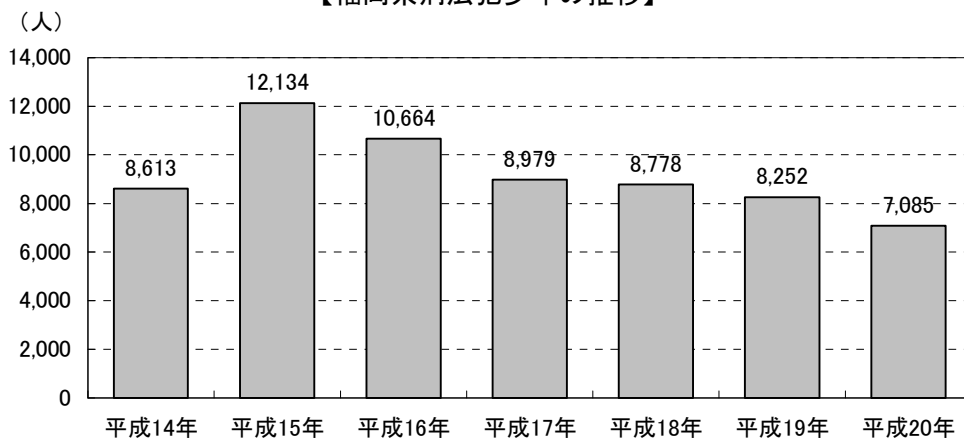
窃盗犯：盗み

知能犯：詐欺、横領、汚職等

風俗犯：賭博、わいせつ

その他：住居侵入等

【福岡県刑法犯少年の推移】



※資料：福岡県警察

刑法犯少年の推移

(1) 基本理念

本市における子どもを取り巻く環境は、社会情勢の変化とともに大きく変化しています。また同時に、昨今の厳しい経済・雇用情勢において、子育て家庭には一層負担が大きくなってきている状況です。このような危機的状況を乗り越え、地域で子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりを進め、地域全体で子育てを見守り、心身ともに健康な子どもが育つよう支援していくことが必要です。

また、本市の次世代を担う子どもたちの育成のため、子どもたちが一人の人として生きる力を育み、その人権と個性が尊重されることが大切であり、子どもの成長を地域で支えあっていくことが求められています。

このため、本市の基本理念を、前期計画から継続して『すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち』として、各種施策を展開します。

基本理念

すべてのこどもの笑顔のために みんなで支える子育てのまち

(2) 基本的視点

国の策定指針に従い、次の9つの視点を基本として、本計画の策定及び推進にあたります。

1. 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、施策を推進します。また、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを推進します。

2. 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、長期的な視野にたった子どもの健全育成に努めます。

3. サービス利用者の視点

子育て支援ニーズの多様化に柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進します。

4. 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国や県をはじめ、学校、企業、地域社会など様々な担い手との連携により、社会全体で次世代育成支援対策を推進します。

5. 仕事と生活の調和実現の視点

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」憲章に基づき、関係機関が連携して仕事と生活の調和のための取り組みを推進します。

6. すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から対策を推進します。

7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てに関する地域活動団体や地域の高齢者、民間事業者等の様々な地域の社会資源を十分かつ効率的に活用した取り組みに努めます。

8. サービスの質の視点

人材の資質向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などを実施し、第三者からの客観的意見を反映させながら次世代育成支援対策を推進します。

9. 地域特性の視点

利用者のニーズ及び必要とされる支援策に地域特性を踏まえ、主体的な取り組みを推進します。

第 1 章 【 総 論 】

(3) 基本目標

基本理念の実現に向けて、国の策定指針で示された内容に即し、前期計画から継続して7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1. 地域における子育ての支援【地域子育て支援】

ライフスタイルの変化、仕事と家庭の両立などにより、多様な保育サービスへのニーズが近年高まっています。平成 21 年度に開園した認定こども園には子育て支援センターを併設し、子育て親子の交流の場、子育て相談の場として幅広く地域の子育て支援拠点として活用できるよう事業の充実を図ります。

また、平日の昼間に仕事等で忙しい保護者のため、各種証明書交付や各種手当等に関する手続きの窓口延長受付を継続して実施できるよう努めます。

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【保健】

心身ともに健康で生活することはすべての人が持っている当然の権利であり、すべての事象の原点となり、それ自体、何にも換えることなどできない重要な視点です。健康の確保のために国や県の規定に従い様々な事業を実施していますが、中でも妊婦一般健康診査については、平成 22 年度で県費補助が終了予定ではありますが、今後も継続して同レベルの補助実施のため施策推進に努めます。

また、平成 22 年度より、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供や養育についての相談に応じ、子どもが健やかに育成できる環境整備に努めます。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

核家族化や地域におけるつながりの希薄化などを背景として、児童虐待の増加やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化しています。

本市では、児童生徒一人ひとりにあった教育環境の整備に努め、子どもの「生きる力」を育むための学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進します。

4. 子育てを支援する生活環境の整備【生活環境】

道路の拡幅や歩道の確保等「バリアフリー化」を進め、子ども連れの保護者だけでなく、高齢者や障害者にも優しく、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、本市で住宅を取得した人には奨励金を交付する「定住奨励金制度」の周知を図り、市内への定住人口の増加を促します。

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進【仕事と家庭の両立支援】

女性の社会進出が進む中、結婚・出産しても働き続ける女性の姿が多く見られます。

本市では、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画を策定し、子育てがしやすい環境づくりを推進します。

また、保育サービスの一層の充実を図り、子育てをしながらも安心して働くことができる体制を整えます。

6. 子ども等の安全の確保【安全対策】

全国で子どもの交通事故や転落事故などが発生する中、本市では、老人会、婦人会などの団体等と連携を図りながら春・夏・秋・年末の交通安全県民運動時の街頭啓発を実施し、子ども達の安全の確保に努めます。

また、本市では、不登校等に関する相談対象の低年齢化傾向が見られるため、スクールカウンセラー及び教育相談員を活用し、早期対応に努めます。

7. 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進【要保護児童対策】

要保護児童等の個別ケース事例が年々増加傾向にあり、内容も多岐に亘るため、迅速かつ適切な対応をするために、家庭児童相談員による相談支援のさらなる充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会にて関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。

また、母子自立支援員を活用し、就労支援など母子家庭の子育て支援や自立のための相談・指導を実施します。



第 1 章 【 総 論 】

計画体系

(1 / 3)

基本目標	関連施策	具体的事業	
1. 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	放課後児童健全育成事業 病児・病後児保育事業（旧乳幼児健康支援一時預かり事業） 一時預かり事業（旧一時保育事業） 特定保育事業 子育て短期支援事業（ショートステイ） 子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 地域子育て支援拠点事業（旧地域子育て支援センター事業、旧つどいの広場事業） 託児ボランティアサークル「エンジェル」 保育料のコンビニエンスストア納付 窓口延長受付 各種手続きの窓口延長受付 主任児童委員による子育て相談	
	(2) 保育サービスの充実	通常保育事業 認定こども園事業 延長保育事業 病児・病後児保育事業（旧乳幼児健康支援一時預かり事業）【再掲】 一時預かり事業（旧一時保育事業）【再掲】 特定保育事業【再掲】	
	(3) 子育て支援のネットワークづくり	子育てサロン「ちびっこ広場」 子育てサロン「わいわいクラブ」 3歳児クラス「ひよこぐみ」 宮若市子育て連絡会「きらりん」 関係各課の連携強化	
	(4) 児童の健全育成	学校週5日制事業 みやわか子どもまつり 通学合宿推進事業 春休み・夏休み寺子屋 わいわいサークル活動 ブックスタート（本の読み聞かせ）事業 少年の主張大会 放課後児童健全育成事業【再掲】	
	2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保	母子健康手帳の交付 妊婦一般健康診査 乳幼児健康相談 乳幼児発達相談 2歳児歯科検診 乳幼児健診 健康教育一歯の健康教育 健康教育一親子遊び教室 健康教育一ベビーマッサージ教室 乳児家庭全戸訪問事業 妊産婦及び乳幼児訪問指導
		(2) 「食育」の推進	学校給食での食育の推進 離乳食教室 幼児食教室 親と子の健康学習会 食育の推進
		(3) 思春期保健対策の充実	薬物乱用防止教育等 性教育
		(4) 小児医療の充実	小児医療及び小児救急医療サービスの提供 乳幼児医療費の支給等

基本目標	関連施策	具体的事業
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成	職場体験学習
		「子育てサロン」における中学生との交流
		(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		少人数授業や習熟度別授業
	(3) 家庭や地域の教育力の向上	学力向上プロジェクトE
		総合的な学習の時間
		A L T (外国語指導助手) の活用
		人権・同和教育
		中学校芸術音楽コンサート開催事業
		職場体験学習【再掲】
		自然体験学習等の事業
		教育相談事業
		幼児教育の充実
家庭教育推進事業		
通学合宿推進事業【再掲】		
スポーツ少年団等の育成		
学校・家庭・地域との連携事業		
Eウィーク(学校開放事業)		
各種スポーツ教室・大会		
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	県下一斉立入調査	
4. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良好な住宅の確保	多様な世帯構成に応じた市営住宅供給の推進
		宮若市定住奨励金制度
	(2) 良好な居住環境の確保	公園等の遊び場の整備
	(3) 安全な道路交通環境の整備	生活道路の整備
	(4) 安心して外出できる環境の整備	歩道等の確保
		路上障害物の除去
歩道の段差解消		
	公共施設のバリアフリー化の促進	
(5) 安全・安心まちづくりの推進等	防犯灯の普及	
	「宮若市歳末安全・安心住民大会」の実施	
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 多様な働き方の実現及び男女が協力しあう働き方の見直し等	「宮若市男女共同参画基本計画」の策定
		啓発の推進
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	放課後児童健全育成事業【再掲】
		病児・病後児保育事業(旧乳幼児健康支援一時預かり事業)【再掲】
		一時預かり事業(旧一時保育事業)【再掲】
		特定保育事業【再掲】
		子育て短期支援事業(ショートステイ)【再掲】
		子育て短期支援事業(トワイライトステイ)【再掲】
		保育料のコンビニエンスストア納付【再掲】
		窓口延長受付【再掲】
		各種手続きの窓口延長受付【再掲】
		延長保育事業【再掲】
6. 子ども等の安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	広報等による啓発活動
		春・夏・秋・年末の交通安全県民運動時の街頭啓発
		交通安全物品の配布
		交通安全協会など関係団体と連携の強化・協力の推進

第 1 章 【 総 論 】

(3 / 3)

基本目標	関連施策	具体的事業	
6. 子ども等の安全の確保	(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	広報等による啓発活動 防犯パトロールの実施 街頭指導事業 関係団体との連携の強化・協力の推進	
	(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	教育相談事業【再掲】	
	7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実	宮若市要保護児童対策地域協議会 家庭児童相談員 主任児童委員による子育て相談【再掲】
		(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	保育料の減免 児童扶養手当 母子家庭自立支援教育訓練給付事業 母子家庭高等職業訓練促進給付事業 母子自立支援員 母子自立支援プログラム策定事業 要支援児童にかかる情報交換
(3) 障害児施策の充実		特別支援教育の事業 保育所での障害児受入 放課後健全育成事業での障害児受入 介護給付 ・児童デイサービス事業 移動支援事業 日中一時支援 自立支援医療 ・精神通院医療・育成医療 補装具給付事業 地域生活支援事業 ・日常生活用具の給付又は貸与 相談支援センター事業 乳幼児発達相談【再掲】	

第 2 章【各論】

基本目標 1 地域における子育ての支援

■主要課題（1）地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

近年、地域における子育て家庭の孤立化により、出産や子育てに対して不安や負担感等を抱える母親や家庭が増えています。またそれを背景とした子どもへの虐待件数の報告も年々増加してきているような状況です。

本市では、このような状況を解決するために、共働き家庭、ひとり親家庭など様々な子育て家庭を対象とした支援の充実に努めるとともに、地域において子育て家庭を見守る体制づくりに努めます。

【施策の方向性】

①子育て支援サービスの充実

事業名	事業概要	目標	担当課
放課後児童健全育成事業	<p>保護者の勤務等の都合により、自宅で児童を監護する人がいない児童を対象に、放課後に小学校等の空教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的とした事業です。運営は、宮田地区5箇所については宮若市社会福祉協議会、また、若宮地区1箇所については若宮学童クラブ保護者会に委託しています。</p> <p>【20年度】 6箇所、176名</p>	<p>平成22年度より委託運営を社会福祉協議会へ一本化し、公平なサービスの提供を図ります。</p> <p>また、現在小学校等の空教室を利用しているため、小学校の統廃合やクラス編制に柔軟に対応した施設整備について検討します。</p>	人権福祉課
病児・病後児保育事業（旧乳幼児健康支援一時預かり事業）	<p>保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所・病院等において保育する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児対応型 ・病後児対応型 ・体調不良型 	<p>病児・病後児保育事業のうち体調不良型の事業実施(1箇所)に向け、看護師の確保や施設整備等準備を行います。</p> <p>また、病児対応型・病後児対応型についても、本計画に設定した目標事業量の達成に努めます。</p>	人権福祉課
一時預かり事業（旧一時保育事業）	<p>普段家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育を行います。</p> <p>【20年度】 2箇所</p>	<p>利用者が年々増加傾向にあるため、市内3箇所の保育所で一時預かり事業が実施できるよう努めます。</p>	人権福祉課

第 2 章 【 各 論 】

事業名	事業概要	目標	担当課
特定保育事業	保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な就学前児童に対して、週 2～3 日程度、又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。 【20 年度】 2 箇所	就労形態の多様化に伴う保護者のニーズに対応するため、市内 3 箇所の保育所で特定保育事業が実施できるよう努めます。	人権福祉課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により子どもの養育が困難になった場合に、一定期間（1 週間程度）、児童福祉施設等において児童を預かる事業です。	児童及び家庭の福祉の向上を図るため、本計画に設定した目標事業量の達成に努めます。	人権福祉課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童を、児童福祉施設等において養育、保護を行う事業です。	今後は、本計画に設定した目標事業量の達成に努めます。	人権福祉課
地域子育て支援拠点事業 （旧地域子育て支援センター事業、旧つどいの広場事業）	子育て不安に対する相談や援助の実施、親子の交流の場の提供、講習会等の実施など、地域の子育て家庭への支援拠点となる取り組みを実施しています。 平成 21 年 4 月より、認定こども園に子育て支援センターを併設しました。	現在市内で活動中の子育てサークルと連携を図り、地域の子育て関連情報を提供するため、「子育てマップ」を作成します。 また、今後、新たに認定こども園を開設する際に、子育て支援センターを併設できるよう準備をすすめます。	人権福祉課
託児ボランティアサークル「エンジェル」	託児ボランティア養成に関する各種講座の受講修了者で託児ボランティアサークルを結成し、各子育て講座や子育てサロンでの託児支援を主に活動しています。	サークルの主体的な活動が展開されているため、自主運営の側面的支援を行います。	社会教育課
保育料のコンビニエンスストア納付	平日の昼間が忙しく、また育児に追われている方などで金融機関の営業時間内に保育料の納付ができない場合でも、コンビニエンスストアを利用して休日や夜間を問わず 24 時間いつでも納付できるサービスです。	今後も継続して実施します。	人権福祉課
窓口延長受付	仕事等で忙しく、開庁時間に市役所に来庁できない方のために、毎週木曜日、本庁市民係の窓口の延長を行っています。 【延長時間】 午後 5 時 15 分～午後 7 時 15 分	今後も継続して実施します。	市民生活課

事業名	事業概要	目標	担当課
各種手続きの窓口延長受付	各種手当等の現況手続きについて、仕事等で忙しく、開庁時間に市役所で手続きができない方のために、一定期間、窓口時間を延長して受付を行うサービスです。 【21年度受付期間】 児童手当 6/11～6/19 児童扶養手当 8/6～8/13 (特別) 児童扶養手当 8/11～8/21 ひとり親家庭等医療 8/6～8/13	今後も継続して実施します。	人権福祉課 市民生活課
主任児童委員による子育て相談	毎月1回、主任児童委員が保健師や家庭児童相談員と連携し、子育てに関する全般について、来所又は電話による相談に応じています。 【21年度】 開催日：第1又は第2水曜日 場所：保健センター	主任児童委員への活動支援を行いながら、今後も継続して実施します。	人権福祉課

■主要課題（2）保育サービスの充実

【現状と課題】

近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の充実などにより、出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強くなっていると同時に、現在の社会経済状況とあいまって保育所への入所希望は年々増加傾向にあります。

また、ニーズ調査によると、保育所への入所希望とともに、幼稚園の預かり保育、病児・病後児保育等の保育ニーズの多様化が見られます。

このような現状を受け、本市では、認定こども園、特定保育事業など保育サービスの充実に努めます。

【施策の方向性】

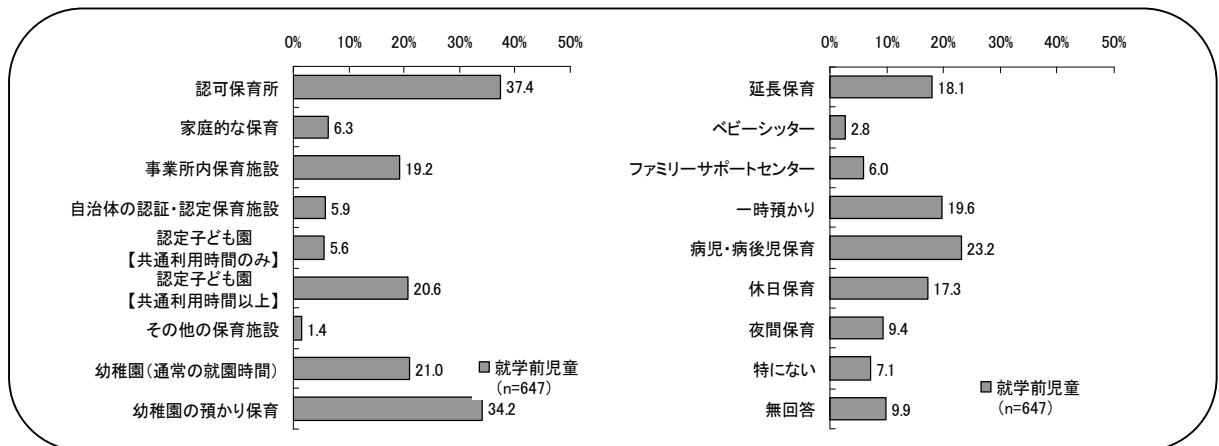
① 保育サービスの充実

事業名	事業概要	目標	担当課
通常保育事業	保護者が日中就労等のために保育ができない児童を認可保育所で保育する事業です。	増加傾向にある入所児童が希望の保育所へ入所できるよう保育士の確保に努めます。 また、より良い保育サービスの提供及び多様化するニーズに応えるため、研修を充実し、保育士の資質向上に努めます。	人権福祉課

第 2 章 【各論】

事業名	事業概要	目標	担当課
認定こども園事業	<p>幼児教育の更なる充実を図るため、平成 21 年 4 月、近接する保育所施設と幼稚園施設を活用し幼保連携型の認定こども園を開園しました。</p> <p>幼児期の一貫した「育成」をを目指し、さらに小学校とのふれあい活動等を通じた連携を図っています。</p>	<p>認定こども園の成果や課題を検証し、平成 26 年度までに 1 箇所増やすことを目標とし整備をすすめます。</p> <p>また、サービス向上のため、担当窓口の一本化を検討します。</p>	人権福祉課 学校教育課

【保育サービスの利用希望】



事業名	事業概要	目標	担当課
延長保育事業	保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。市内全保育所にて1時間の延長保育を実施しています。	今後も継続して実施します。さらに長時間の延長については、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）で対応します。	人権福祉課
病児・病後児保育事業（旧乳幼児健康支援一時預かり事業） 【再掲】	保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所・病院等において保育する事業です。 ・病児対応型 ・病後児対応型 ・体調不良型	病児・病後児保育事業のうち体調不良型の事業実施（1箇所）に向け、看護師の確保や施設整備等準備を行います。 また、病児対応型・病後児対応型についても、本計画に設定した目標事業量の達成に努めます。	人権福祉課
一時預かり事業（旧一時保育事業） 【再掲】	普段家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育を行います。 【20年度】 2箇所	利用者が年々増加傾向にあるため、市内3箇所の保育所で一時預かり事業が実施できるよう努めます。	人権福祉課
特定保育事業 【再掲】	保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な就学前児童に対して、週2～3日程度、又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。 【20年度】 2箇所	就労形態の多様化に伴う保護者のニーズに対応するため、市内3箇所の保育所で特定保育事業が実施できるよう努めます。	人権福祉課

■主要課題（3）子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

市内を拠点に活動している4つの子育てサークルをあわせた子育て連絡会「きらりん」を立ち上げるなど行政のみならず、家庭・保育所・幼稚園・学校・事業所・地域の関係団体が連携して情報を共有し、一体となった総合的な子育て支援を推進するネットワークの構築に努めます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を推進します。

第 2 章 【各論】

【施策の方向性】

① 地域における子育て支援活動の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
子育てサロン 「ちびっこ広場」	<p>親子参加の交流の場として毎週金曜日に開設しています。企画・運営は子育て中のボランティアスタッフが交代であり、地域活動指導員が指導にあっています。講演会・よみかせ・誕生会などの催しを行い、会報も発行しています。</p> <p>【20年度】 日時：毎週金曜日 10：00～14：00 場所：中央公民館若宮分館横 対象：0歳から未就園児とその保護者 利用者数：毎回10組前後</p>	地域のボランティアスタッフによる活動が展開されています。自主運営の側面的支援を行います。	社会教育課
子育てサロン 「わいわいクラブ」	<p>未就園児をもつ親が、子育てを通じて仲間をつくり、様々な情報を得たり子育ての悩みを解消することを目的に毎月2回程度開設しています。企画、運営は子育て中の保護者がボランティアスタッフとして行っています。平成19年より、場所を中学校の空教室に移して実施しており、中学生との交流も図っています。</p> <p>【20年度】 日時：毎月2回程度（火曜日） 10：30～12：30 場所：宮若市立宮田西中学校 対象：0歳から未就園児とその保護者 利用者数：毎回10組前後</p>	企画運営にかかわる学校との連携、中学生との交流等をさらに充実できるよう支援します。	社会教育課

事業名	事業概要	目標	担当課
3 歳児クラス 「ひよこぐみ」	<p>3 歳児の知能や体力の発達を促すことを目的に、幼稚園の空教室で開設しています。企画・運営はボランティアスタッフがあたり、地域活動指導員が指導にあたっています。</p> <p>一時的に親から離れて、家庭で体験できにくい多くの友達との関りや外遊び、道具を使った遊び等を行っています。</p> <p>【20 年度】 日時：毎週水・木曜日午前中 場所：宮若市立吉川幼稚園 対象者：保育園児を除く 3 歳児 34 名 指導者：ボランティアスタッフ 19 名</p>	<p>今後も継続して実施します。地域のボランティアスタッフによる活動が展開されており、自主運営の側面的支援を行います。</p>	社会教育課
宮若市子育て連絡会「きらりん」	<p>平成 19 年 7 月、市内を拠点に活動している 4 つの子育てサークルをあわせて子育て連絡会「きらりん」が発足されました。</p> <p>相互の交流と親睦を深め、連携することで、子どもたちの健全やかな育ちを支援していくことを目的に、活動を行っています。</p> <p>【加入サークル名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロン「ちびっこ広場」 ・子育てサロン「わいわいクラブ」 ・子育てネットワーク「つくしんぼ」 ・「共に生きる会」 	<p>自主的活動が存続されるよう、側面的支援を行います。</p> <p>また、平成 21 年度より開設された子育て支援センターとの連携を促進します。</p>	人権福祉課

第 2 章 【 各 論 】

事業名	事業概要	目標	担当課
関係各課の連携強化	<p>子育て支援に関連する各種施策については、関係各課が連携を図りつつ、福祉・保健・生涯学習の視点からそれぞれに事業を展開しています。</p> <p>【福祉】 各課が行っている子育てサークルや子育て支援事業について、広く市民に周知を図っています。</p> <p>【保健】 子育てに関する相談を保健師と家庭児童相談員が共同で実施しています。 また、子育てサロンの参加者に育児相談を実施しています。</p> <p>【生涯学習】 社会福祉協議会が行っている児童の福祉に関する体験事業との共催により「サマーチャレンジ・ボランティアスクール」事業を実施しています。</p>	<p>今後は、次世代育成支援の観点から各課の連携をさらに強化し、事業内容の調整や共同実施などを行い、市民に分かりやすく周知するとともに、参加しやすい事業の実施を目指します。</p> <p>【福祉】 子育て支援に関する市事業等の情報について、連携をとりながら「子育てマップ」を作成し、広く住民へ周知します。</p> <p>【保健】 子育て支援に携わる関係各課において情報の共有化を行います。</p> <p>【生涯学習】 社会福祉協議会との共催を推進し事業展開を図ります。</p>	<p>人権福祉課 健康増進課 社会教育課</p>

■主要課題（4）児童の健全育成

【現状と課題】

児童数の減少や地域社会の変化などにより、子ども同士の関わりや子どもと地域の関わりが減少してきています。このような社会環境の変化の中で子ども達の健やかな成長と発達のために、地域ボランティアが中心となって本の読み聞かせや、みやわか子どもまつりを開催し、児童の健全育成に努めます。

また、近年、少年法にて「刑事処分相当」の対象年齢が引き下げられたこともありますが、青少年の犯罪等は多く発生している現状です。

本市では、児童だけでなく青少年の健全育成にも注力し、地域や学校との協働も重要と位置づけ、地域ボランティア育成等の支援に努めます。

【施策の方向性】

① 交流・体験活動の促進

事業名	事業概要	目標	担当課
学校週 5 日制 事業	<p>子ども達に体験活動の機会を提供するため、学校休業日（主に土曜日）を活用し、地域の小学生、中学生を対象に社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性、健康でたくましく生きるための力を育んでいます。</p> <p>【19・20年度】</p> <p>婦人会といっしょにクッキング 参加者：平成 19 年/11 名 平成 20 年/65 名 指 導：婦人会</p> <p>ミニ門松づくり 参加者：平成 19 年/47 名 指 導：地域ボランティア</p> <p>石炭学習 参加者：平成 19 年/33 名 指 導：石炭記念館</p>	<p>事業に参画する市民スタッフの協力確保に努めながら、今後も継続して実施します。</p>	社会教育課
みやわか子どもまつり	<p>地域ボランティアで組織運営を行う「みやわか子どもまつり実行委員会」が中心となり、年に1度の子ども達のイベントとして、遊びながら学ぶことを目的に、子ども達が自由に発想し、運営する「子ども自由ひろば」や「ミニ科学館」「ゲームコーナー」などを開催しています。</p> <p>【20年度】</p> <p>時期：9月7日 9:00～15:00 場所：中央公民館周辺施設 来場者：約 1,000 名 子ども出演：8 団体</p>	<p>今後も継続して事業を実施します。</p> <p>また、将来的に、企画運営に子どもを参画させるよう支援します。</p>	社会教育課
通学合宿推進 事業	<p>子ども達に必要な基本的な生活習慣や直接体験を仲間との生活により身に付け、自主性や主体性を伸ばさせることを目的に、PTA等にて組織された実行委員会を中心に通学合宿を実施しています。</p>	<p>家庭や地域における教育力を充実させるため、社会教育施設の提供等支援を行い、今後も事業を継続して実施します。</p>	社会教育課

第 2 章 【 各 論 】

事業名	事業概要	目標	担当課
春休み・夏休み寺子屋	<p>春休みや夏休みの期間、小学生を対象に、勉強・料理教室・囲碁教室・卓球などの体験活動を行っています。指導はボランティアスタッフと地域活動指導員があたります。</p> <p>【20年度】 名称をサマー・スプリングチャレンジに変更して実施</p> <p>【夏休み】 内容：竹細工、体操 参加者数：59名 指導員：2名</p> <p>【春休み】 内容：心と体の安全教室、遊び体験、たこつくり 参加者数：50名 指導員：2名</p>	<p>同事業を社会福祉協議会のボランティアスクールと共催し「サマーチャレンジ・ボランティアスクール」と名称を変更し実施します。</p> <p>また、企画運営に関する地域指導者の発掘に努めます。</p>	社会教育課

②子どもの居場所づくり

事業名	事業概要	目標	担当課
わいわいサークル活動	<p>青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭教育力の低下等の緊急な課題に対応し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、子ども達の居場所を整備し、学校休業日における様々な体験活動や住民との交流活動を実施しています。</p> <p>【20年度】 参加児童数：187名 ボランティア指導者数：42名</p>	<p>指導者の確保と、指導者に対し感謝を込めた評価等、総合型スポーツクラブとの関連性を考慮しながら、今後も継続して事業を実施します。</p>	社会教育課

③児童健全育成事業の促進

事業名	事業概要	目標	担当課
ブックスタート（本の読み聞かせ）事業	<p>明日を担う子ども達を心豊かに育み、「夢と希望のある元気なまちづくり」を推進するため、「乳児健診」時に絵本を無料で配布し、図書司書、保健師、ボランティアにより、赤ちゃんと本を読む楽しさや方法などについての説明や本の読み聞かせ会を実施しています。</p> <p>また、幼稚園・小学校を中心に本の読み聞かせ活動も実施しています。</p> <p>【20年度】 日時：月1回、4ヶ月乳児健診時 場所：宮若市保健センター 対象者：毎月25名程度 内容：絵本の配本 読書活動について説明</p>	<p>今後もボランティア養成等を行い、継続的な取り組みを実施します。</p>	社会教育課
少年の主張大会	<p>「全国青少年健全育成強調月間（11月）」にあわせ、住民の青少年健全育成に関する理解を深めるため実施しています。市内の小学5年生～中学3年生の代表による作文の発表と表彰を行っています。</p> <p>【20年度】 日時：11月9日（日） 会場：宮田文化センター 内容：少年の主張大会</p>	<p>今後も継続して実施します。</p>	社会教育課
放課後児童健全育成事業【再掲】	<p>保護者の勤務等の都合により、自宅で児童を監護する人がいない児童を対象に、放課後に小学校等の空教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的とした事業です。運営は、宮田地区5箇所については宮若市社会福祉協議会、また、若宮地区1箇所については若宮学童クラブ保護者会に委託しています。</p> <p>【20年度】 6箇所、176名</p>	<p>平成22年度より委託運営を社会福祉協議会へ一本化し、公平なサービスの提供を図ります。</p> <p>また、現在小学校等の空教室を利用しているため、小学校の統廃合やクラス編制に柔軟に対応した施設整備について検討します。</p>	人権福祉課

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

■主要課題（1）子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

近年の少子化の進行、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、不安や孤独感を抱えています。このような不安から解放され、母子ともに心安らかに過ごすためには、母子保健分野の充実が不可欠なことのできない取り組みと言えます。

本市では、母子の健康の確保のため、発達やライフステージに応じた各種健康診査を行うとともに、母親の悩みや不安を気軽に相談できる体制整備に努めます。

【施策の方向性】

① 母子保健事業の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
母子健康手帳の交付	本市に住所を有し、妊娠届を提出した方に母子健康手帳を交付しています。 また、交付時に母子健康手帳の使用方法等の説明を行い、母子保健事業の紹介を行っています。 【20年度】 配布人数：294人	今後も継続して実施します。	健康増進課
妊婦一般健康診査	本市に住所を有する妊婦を対象に、妊婦健康診査補助券を交付し、母子の妊娠経過など確認のため受診について勧奨しています。平成21年4月より、妊婦健診の公費負担を、これまでの5回から14回へと拡大しました。	公費負担にかかる県費補助事業は平成22年度に終了予定ですが、市独自の取り組みとして、現在の補助回数を継続できるよう努めます。	健康増進課
乳幼児健康相談	乳幼児を持つ親を対象に、保健師・助産師・栄養士による健康相談及び育児相談を、保健センターにて毎月1回実施しています。 【20年度】 回数：12回 人数（延）291人	相談内容に多様なニーズがあるため、個々の特性に応じて個別相談や訪問指導を強化します。	健康増進課

事業名	事業概要	目標	担当課
乳幼児発達相談	<p>1歳6ヶ月児・3歳児健診の結果や保護者の相談などから、発達に課題が疑われる幼児を対象に、臨床心理士・言語聴覚士による発達相談を実施しています。</p> <p>【20年度】 回数：12回 受診者数（延）：29人</p>	平成21年度より、相談回数を年間18回に増やし、専門的支援を充実させています。障害の原因となる疾病等の早期発見・早期治療を推進するため、今後も継続して実施します。	健康増進課
2歳児歯科検診	<p>満2歳児を対象に、2歳児歯科検診を年4回実施しています。</p> <p>歯科検診と歯科衛生士による歯の保健指導と、希望者にはフッ素塗布等を実施しています。</p> <p>【20年度】 回数：4回 健診受診者（延）：175人 フッ素塗布（延）：301人</p>	今後も継続して実施します。	健康増進課
乳幼児健診	<p>保健センターにて、4ヶ月児・7ヶ月児・12ヶ月児については対象に併せて毎月、1歳6ヶ月児・3歳児については2ヶ月に1回、乳幼児の発達に関する健診を実施しています。</p> <p>待ち時間削減のため、1歳6ヶ月児及び3歳児健診については、平成21年度より医師2名体制で診察を行っています。</p> <p>【20年度】 乳児健診 回数：24回 受診者数：748人 1歳6ヶ月児健診 回数：6回 受診者数：244人 3歳児健診 回数：6回 受診者数：201人</p>	未受診者に対し、通知や訪問など積極的な受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。	健康増進課

第 2 章 【 各 論 】

事業名		事業概要	目標	担当課
健康教育	歯の健康教育	乳幼児期は、歯の萌出から咀嚼機能の発達へとつながる重要な時期であるため、生後4ヶ月から小学校就学前の乳幼児とその親を対象に、歯科衛生士による子どもの歯の保健指導を年4回実施しています。 【20年度】 回数：4回 人数（延）：24組	今後も継続して実施します。	健康増進課
	親子遊び教室	生後1歳頃から小学校就学前の乳幼児とその親を対象に、年4回、幼児教育専門家による親子のふれあい教室を実施しています。 【20年度】 回数：4回 人数（延）：196人	今後も継続して実施します。	健康増進課
	ベビーマッサージ教室	生後早い時期より親子のふれあいをもちコミュニケーションを図るためにベビーマッサージ教室を実施しています。 【20年度】 回数：7回 人数（延）：224人	今後も継続して実施します。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業		子育ての孤立化を防ぎ、居宅にて様々な不安や悩みを聞き、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を行うために、生後4ヶ月までのすべての乳児のいる家庭を、保健師・助産師・看護師等が訪問します。 平成22年4月より事業実施します。	子育てに関する情報提供を行うことで、孤立化を防ぎ育児不安の解消に努めます。	健康増進課
妊産婦及び乳幼児訪問指導		妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援するために、対象者に電話連絡し、日程調整の上、保健師・助産師又は栄養士が訪問指導を実施しています。 【20年度】 人数（延）：138人	専門職種のマンパワー不足解消に努めながら、今後も継続して実施します。	健康増進課

■主要課題（2）「食育」の推進

【現状と課題】

朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。この改善に向けて、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要があります。

本市では、食育を実践するにあたり、幼稚園、保育所、学校、地域、関係機関と連携を図り、乳幼児期から思春期までの子どもの発達に応じた食教育を推進します。

また、子どもだけではなく、親子を対象とした教室や学習会を定期的を開催し、子どもの望ましい生活や食生活の大切さについて触れる機会を提供するとともに、豊かな人間形成と家族関係づくりに努めます。

【施策の方向性】

①「食育」の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
学校給食での食育の推進	<p>毎日の給食献立が「生きた教材」として活用できるよう、地元農産物を使用して、郷土料理、世界の料理、行事食、旬の食材を生かした季節の料理等の献立の作成に取り組んでいます。</p> <p>また、自己管理能力を身につけるためにセレクト給食や、自校方式ではバイキング給食を取り入れています。</p> <p>この他、各クラスに献立を生かした毎日の一口メモを配布し、食に関する指導に役立てています。</p> <p>保護者に対しては、毎月一口メモを添えた献立表や給食だより・食育だよりを配布するほか、給食試食会や料理講習会等において、栄養教諭や学校栄養職員が講話を行い、望ましい食生活の啓発に努めています。</p>	「給食フェア」を開催し、学校給食についての理解を深めるとともに、地域・家庭との交流を図り、望ましい食生活の推進に努めます。	学校給食課
離乳食教室	<p>生後4ヶ月から15ヶ月児をもつ親を対象に、月齢に応じた離乳食の進め方等についての講話や調理実習等を年12回実施しています。</p> <p>【20年度】 回数：12回 人数（延）：93組 195人</p>	食を主とした育児不安を抱えている保護者は年々増加傾向にあり、健診等での事業周知を強化することに努めます。	健康増進課

第 2 章 【 各 論 】

事業名	事業概要	目標	担当課
幼児食教室	<p>小学校就学前の乳幼児とその親を対象に、1 回の参加定員の上限を親子 10 組とし年 4 回実施しています。</p> <p>【20 年度】 回数：4 回 人数（延）：38 組 98 人</p>	<p>親と子のふれあいの強化と幼児期から食に親しむことでさらなる食育推進に繋がるように、健診等での事業周知に努めます。</p>	健康増進課
親と子の健康学習会	<p>小学校の保護者会等を対象に、子どもの正しい生活習慣等について、保健師の講話及び栄養士による調理体験学習を実施しています。</p> <p>【20 年度】 回数：8 回 人数（延）：158 組 291 人</p>	<p>市内幼稚園・小・中学校との連携を図り定期的な事業の実施に努めます。</p>	健康増進課
食育の推進	<p>児童生徒を対象に、給食時間、学級活動、教科指導及び総合的な学習の時間等で食育の指導を実施しています。</p> <p>また、保護者を対象に、朝食の大切さやバランスの良い食事のとり方等、PTA 行事や給食試食会を通して、栄養教諭・栄養職員・養護教諭等が連携し、家庭における食育の推進に向けた啓発を図っています。</p> <p>【20 年度】 小学校 10 校、中学校 4 校</p>	<p>現在、市内 1 校に配置されている栄養教諭が、食育のコーディネーター的役割を果たしていくことで、各学校の食育推進の充実を図るよう努めます。</p>	学校教育課

■主要課題（3）思春期保健対策の充実

【現状と課題】

福岡県の少年非行の現状は、検挙補導者数が全国で上位にランクされるなどの状況が続いています。

また、近年は、性犯罪等の若年化が進行しており、思春期の心身の健康は脅かされています。

本市では、このような問題に対応するため、学校や地域と連携し、子ども達が健やかに成長できるよう地域で見守るとともに、学校では、正しい知識を身につけることを目的として薬物や性に関する教育を継続して実施します。

【施策の方向性】

① 思春期保健に関する意識の涵養

事業名	事業概要	目標	担当課
薬物乱用防止教育等	全小中学校において、喫煙や薬物乱用防止教育等を発達段階に応じて実施しています。小学校では、たばこやお酒、シンナーの害について、中学校では、喫煙や薬物による薬物乱用防止等についての学習及び研修会を関係機関と連携して実施しています。 【20年度】 小学校10校、中学校4校	児童生徒を対象にした学習指導の充実とともに、保護者や地域への啓発・協力依頼の強化が必要であり、PTAとの合同研修等の実施について検討します。	学校教育課
性教育	豊かな人間性と性に対する正しい知識や意識を身につけることを目的として、市内の全小中学校において、思春期特有の心身の悩み、不安、性についての相談や指導を実施しています。 【20年度】 小学校10校、中学校4校	発達段階に応じた系統性ある計画のもとで実施していくために、保護者や地域の協力理解を得ながら、関係機関との連携を強化した取り組みを行います。	学校教育課

■主要課題（4）小児医療の充実

【現状と課題】

子どもが健やかに生まれ、育つためには、子どもが緊急時に安心して受診できるよう、小児医療体制を整備することが重要です。

本市では小児医療を支える小児科の医師不足が課題となっており、医師の確保が急務となっています。また、就学前児童の医療費負担制度を実施し、子育て家庭の経済的負担軽減を図っています。

第 2 章 【 各 論 】

【施策の方向性】

① 小児医療体制の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
小児医療及び小児救急医療サービスの提供	<p>小児医療サービスについては、5 医療機関で行われています。</p> <p>休日・夜間の小児救急医療については、直轄地区在宅当番医制や休日等急患センターにより小児救急医療サービスの提供が行われています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児医療サービスの実施 小児科医院 1 医療機関 小児診療科目を持つ病院等 4 医療機関 ・小児救急医療体制 救急医療施設運営委託 救急医療施設運営補助金 	小児医療を支える小児科医師数の不足が課題となっておりますが、今後も継続して事業を実施します。	健康増進課

②小児医療に関する経済的支援の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
乳幼児医療費の支給等	就学前児童にかかる医療費を公費で負担する乳幼児医療費の支給について、自己負担分の全額給付を行っています。	今後も継続して実施します。	市民生活課



基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

■主要課題（1）次代の親の育成

【現状と課題】

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の基に取り組むこととされていることから、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義・意識づくりに関する教育・広報・啓発を推進し、各機関が連携しつつ効果的な取り組みを推進することが重要となります。

乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増える中、中学生、高校生等次代の親となる世代が子どもを産み育てることの楽しみや意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園と連携し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

【施策の方向性】

① 世代間交流の促進

事業名	事業概要	目標	担当課
職場体験学習	<p>社会人としての生き方を学ぶとともに、健全な基本的生活習慣や態度を身につけるため、総合的な学習の時間を活用し、市内全中学校で職場体験学習を実施しています。幼稚園や保育所での体験においては、子育てや家庭の大切さなどを学ぶ良い機会となっています。</p> <p>【20年度】</p> <p>1年 職場インタビュー 2年 職場体験学習 3年 自己の進路選択に活用</p> <p>病院・老人ホームなど福祉施設、消防署など官公署、保育所や幼稚園、スーパー、飲食店等</p>	この体験学習をもとに、生徒が未来への視野を広めるきっかけとするため、今後も継続して実施します。	学校教育課
「子育てサロン」における中学生との交流	<p>未就園児とその保護者を対象に、子育てを通じた仲間づくりの場「子育てサロンわいわいクラブ」を中学校の空教室で実施し、中学生と子育て中の親子とのふれあい交流を図っています。</p>	子育てサロンとしての親子の居場所づくり、子育ての悩み等情報交換の場としてだけでなく、今後さらに、中学生との交流促進に努めます。	社会教育課

第 2 章 【各論】

■主要課題（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

次代の担い手である子どもは、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう個性豊かに「生きる力」を伸ばしていくことが必要です。このため、確かな学力の向上、豊かな心の育成と健やかな体の育成につながるような指導方法や学習内容の検討と、地域の実態を踏まえたうえで、可能な人的資源・社会資源を活かした教育活動の展開を図ります。

また、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備について、学校、家庭、地域の関係機関・団体とが連携した取り組みを推進します。

【施策の方向性】

① 確かな学力の向上

事業名	事業概要	目標	担当課
少人数授業や習熟度別授業	少人数授業や習熟度別授業を行い、きめ細かな指導を行えるように指導方法工夫改善のための教員を小学校 8 校・中学校 4 校に配置しています。各学校の実態に即した課題（教科）を解決するため、計画的な授業を行っています。	指導方法工夫改善加配教員の充実により、きめ細かな指導を実施し、今後も児童生徒の学力向上を推進します。	学校教育課
学力向上プロジェクト E	児童生徒の学力向上を図るために「学力向上プロジェクト E」を組織しています。学力向上教科指導員を配置しきめ細かな指導を行い、児童生徒を対象とした「サタデー・ピア・スクール」や「サマースクール」を開催しています。 【20 年度】 学力向上プロジェクト E 会議：4 回実施 サタデー・ピア・スクール 対象：小学 4 年～6 年 実施：第 2・4 土曜日 全 15 回 サマースクール 実施主体：各小中学校 中学校区別合同授業研究会 実施内容：小中連携をテーマとした授業公開等 教育講演会：1 回（市内小中学校全体を対象）	事業計画に基づき実施するとともに、各部会（教頭会・教務主任会・実態調査研修会など）において、様々な調査や研修会を実施しながら、市全体の学力向上を目指します。	学校教育課

事業名	事業概要	目標	担当課
総合的な学習の時間	児童生徒が自ら学び自ら考え主体的に判断し、よりよく問題を解決する力を育成するために、国際理解、福祉・ボランティア、情報、環境等に関する学習内容で実施しています。中学校においては、職場体験学習を中心に実施しています。 【20年度】 小学校10校、中学校4校	子どもが自分と地域との関わりを大切にしながら「自分の生き方」を追求するために、学校の実態や地域の特色を生かした創意工夫ある学習内容の充実を図ります。	学校教育課
A L T (外国語指導助手)の活用	児童生徒の英語への関心や意欲を高め、国際感覚の基盤を培うために、中学校を拠点とした外国語指導助手の派遣を実施しています。 【20年度】 小学校10校、中学校4校 (要請に応じ、幼稚園にも派遣)	小学校の外国語活動の充実に向け、外国語指導助手の小学校への積極的な派遣を推進します。	学校教育課

② 豊かな心の育成

事業名	事業概要	目標	担当課
人権・同和教育	各小中学校が作成した教育指導計画に基づき、副読本の教材を活用して、発達段階に応じた人権教育を実施しています。 また、中学校校区ごとに公開授業を実施し、地域や保護者への啓発活動を行っています。 【20年度】 小学校10校、中学校4校	市主催研修会や各学校の職員研修の充実を図りながら、教職員自身の人権感覚を高めるとともに、人権を尊重した学習指導の一層の充実を図ります。	学校教育課
中学校芸術音楽コンサート開催事業	青少年の健全育成を図るため、中学生を対象に優れた芸術文化を体感させることで、芸術を愛する心を育むなどの情操教育を実施しています。 【20年度】 中学校1校 ミュージカル鑑賞及び体験 ※1年ごとに1校対象	様々な芸術文化を体験する機会を設けるとともに、子どもたちの豊かな感性を育むことに努めます。	学校教育課

第 2 章 【 各 論 】

事業名	事業概要	目標	担当課
職場体験学習 【再掲】	<p>社会人としての生き方を学ぶとともに、健全な基本的生活習慣や態度を身につけるため、総合的な学習の時間を活用し、市内全中学校で職場体験学習を実施しています。幼稚園や保育所での体験においては、子育てや家庭の大切さなどを学ぶ良い機会となっています。</p> <p>【20年度】</p> <p>1年 職場インタビュー 2年 職場体験学習 3年 自己の進路選択に活用</p> <p>病院・老人ホームなど福祉施設、消防署など官公署、保育所や幼稚園、スーパー、飲食店等</p>	この体験学習をもとに、生徒が未来への視野を広めるきっかけとするため、今後も継続して実施します。	学校教育課
自然体験学習等の事業	<p>校外における集団活動を通じて、心身の鍛錬と公衆道徳を身に付けることを目的に、県内の社会教育施設を活用し、校外の豊かな自然や文化に触れる自然体験学習や宿泊訓練学習等を実施しています。</p> <p>【20年度】</p> <p>自然体験学習、宿泊体験学習 小学校 10 校、中学校 4 校</p>	児童生徒に広く豊かな経験をさせるため、今後も、各関係機関と連携し創意工夫ある事業を実施します。	学校教育課

③ 相談事業の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
教育相談事業	<p>スクールカウンセラー及び教育相談員を活用し、児童生徒及び保護者、教職員に対し、不登校やいじめ問題等について相談事業を実施しています。</p> <p>【20年度】</p> <p>スクールカウンセラー 事業：中学校 4 校 スクールソーシャルワーカー 活用事業：中学校 2 校を拠点とする 教育相談事業：小学校 10 校、中学校 4 校 中学校区内ごとの教職員間の情報交換</p>	相談対象の低年齢化傾向が見られる中、継続して不登校やいじめ問題等について関係機関との連携の強化を図りながら、早期発見・早期対応に努めます。	学校教育課

④ 幼児教育の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
幼児教育の充実	各幼稚園の年間指導計画に基づき、園児一人ひとりの発達の状況に応じた教育目標を立てながら、幼児教育を実施しています。	<p>今後も継続して事業を実施するとともに、預かり保育については、認定こども園での実施状況を検証しながらさらなる充実を目指します。</p> <p>また、3年保育については、実施可能な施設を選定し、実施に向けた様々な課題の検討を行います。</p> <p>さらに、幼保連携を推進するために、関係課と連携を十分に行うとともに、今後の認定こども園施設整備も視野に入れながら課題について検討します。</p>	学校教育課

■主要課題（3）家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

子どもを育てるにあたり、地域社会全体が連携を取りながら、様々な人的資源や社会資源等を活かしていく視点が重要になっています。このような視点に基づく教育環境を整備していくために、家庭教育については、すべての教育の出発点であるという認識のもと、学習機会の提供や様々な情報の提供に努めます。

また、地域に対しては、住民と関係機関の協力により、地域の教育資源を活用した多様な体験活動の機会の充実、地域の高齢者と子ども達との世代間交流、スポーツを通じたふれあいづくりなどを推進し、地域の教育力の向上を図ります。

【施策の方向性】

① 家庭教育への支援

事業名	事業概要	目標	担当課
家庭教育推進事業	<p>幼稚園、小学校、中学校において、PTAとの連携により、保護者を対象とした家庭教育講座を実施しています。</p> <p>【実施状況】</p> <p>場所：市内幼稚園、小学校、中学校</p> <p>内容：食育や命をテーマとした講座、子育て講座、読み聞かせ等</p>	PTAと連携して事業を展開しており、今後も家庭教育推進のため継続して実施します。	社会教育課

第 2 章 【 各 論 】

② 地域の教育力の向上

事業名	事業概要	目標	担当課
通学合宿推進事業 【再掲】	子ども達に必要な基本的生活習慣や直接体験を仲間との生活により身に付け、自主性や主体性を伸ばさせることを目的に、PTA等にて組織された実行委員会を中心に通学合宿を実施しています。	家庭や地域における教育力を充実させるため、社会教育施設の提供等支援を行い、今後も事業を継続して実施します。	社会教育課
スポーツ少年団等の育成	スポーツ少年団をはじめとする、青少年スポーツの振興を図るため、単位少年団対抗駅伝や長距離走大会、また、講演会などを開催しています。	子どもの体力低下が問題となっているため、スポーツ活動に関わっていない子どもたちへのスポーツの普及を推進します。	社会教育課
学校・家庭・地域との連携事業	各小中学校において、PTAとの連携により、保護者を対象にした講座や講演会、親子ふれあい研修会等を実施しています。 また、学校行事に、地域の高齢者や自治会長等を講師として招き、地域の教育力を生かした取り組みを実施しています。 【20年度】 成人教育講座 小学校10校、中学校4校 親子ふれあい活動 小学校10校、中学校4校 収穫祭、もちつき大会 小学校5校	本事業を「教育力向上福岡県民運動」の一環として、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進します。	学校教育課
Eウィーク (学校開放事業)	家庭、地域との連携及び理解を深めるため、学校開放日を設け、児童生徒の学習や生活の様子を公開します。 地域や保護者との意見交換を行い、よりよい学校経営に努めています。 【20年度】 小学校10校、中学校4校	家庭・地域と連携しながら児童生徒への教育の理解と協力を求め、今後も「開かれた学校」を目指します。	学校教育課

事業名	事業概要	目標	担当課
各種スポーツ教室・大会	<p>スポーツを通して基礎体力づくり・スポーツをする喜び・スポーツの楽しさ・親子のふれあい・友達づくり・地域とのつながり等、心身ともに健康で礼儀正しい青少年の健全育成に寄与することを目的に、各種教室や大会を実施しています。</p> <p>【実施状況】</p> <p>親子キックベースボール大会 カヌー教室 ビーチボールバレー大会 スナッグゴルフ教室（後援） 子ども水泳教室 スポーツフェスタ カローリング大会 公民館親善ドッジビー大会</p>	子どもたちを含め、多世代で楽しむことができる、ニュースポーツやレクリエーションの研究と指導者の育成を推進します。	社会教育課

■主要課題（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

街中の書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されています。

このため、県の条例に基づき、事業所の立入調査の継続、関係機関やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、地域の環境浄化に努めます。

【施策の方向性】

① 環境浄化の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
県下一斉立入調査	<p>福岡県青少年健全育成条例に基づき、青少年に有害な図書や刃物を販売する事業所に対して立入調査を実施しています。</p> <p>【20年度】</p> <p>7箇所の販売店</p>	県の条例に基づき、今後も継続して実施します。	社会教育課

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

■主要課題（1）良好な住宅の確保

【現状と課題】

子育てに対する居住環境からの支援として、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保するための取り組みを推進することに努めます。そのためには、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備することや、交通利便性を確保し、すべての人にやさしいユニバーサルデザインを導入した住宅だけではなく、住宅周辺の環境の整備も含めた総合的な取り組みが重要です。

宮若市では、平成 20 年度に市域全部の住宅に関する住まいづくり、まちづくりの方向性を明確化させるため「宮若市住宅マスタープラン」を策定し、多様な世帯構成に応じた住宅供給を推進しています。

【施策の方向性】

① 子育て世帯が安心して暮らせる住環境の形成

事業名	事業概要	目標	担当課
多様な世帯構成に応じた市営住宅供給の推進	平成 20 年度に策定した「宮若市住宅マスタープラン」の中で、関連する住宅政策の方向性を示しています。	「宮若市住宅マスタープラン」後期 5 年の建替え事業を検討する際、今後進行する高齢化社会を考慮し、単身世帯や夫婦のみ世帯向けの住戸の供給、また、多様な世帯構成に応じたソーシャルミックス*について検討します。	建築都市課

※ソーシャルミックス

年齢や所得が単一な地域社会が構成されないよう、年齢や身体状況、所得階層等異なる世帯が集まり住めるよう計画的に多様な世帯を混在させること。

② 子育て世帯の永住促進のための取り組み

事業名	事業概要	目標	担当課
宮若市定住奨励金制度	宮若市に永住することを目的として、平成 24 年 12 月末までに住宅及び土地を取得した人（登記も完了していること）を対象に、住宅や土地に課税される固定資産税相当額を、定住奨励金として 7 年間交付する制度です。	宮若市の定住人口の増加による、活気に満ち溢れた地域づくりに向けて、今後も、制度について広く周知を図ります。	企画財政課

■主要課題（2）良好な居住環境の確保

【現状と課題】

子どもたちが安全で安心して遊べるよう遊具の安全対策等を強化し、地域住民やその他関係団体等と連携して事故防止に努めます。

【施策の方向性】

① 子どもが安全に、元気に暮らせる住環境づくり

事業名	事業概要	目標	担当課
公園等の遊び場の整備	子どもが安心して遊べるように公園の遊具の点検や環境整備を実施しています。	定期的に公園遊具の点検を行うとともに、新しい遊具の設置を行い、さらなる遊具の安全管理に努めます。	社会教育課 建設課 人権福祉課

■主要課題（3）安全な道路交通環境の整備

【現状と課題】

幅の広い歩道などを含めた道路交通環境の整備を進め、歩行者、自転車の安全で快適な通行を確保するとともに、交通事故を未然に防ぐため、子どものみならず、高齢者・障害者等の誰もが安心して通行できる歩行空間の確保に努めます。

【施策の方向性】

① 道路・交通網の整備

事業名	事業概要	目標	担当課
生活道路の整備	市道は総延長 490 km ですが、平均幅員 5.5m 以上の路線が 120 km と全市道の 25% であり道路拡幅などの整備を計画的に実施しています。	日常生活の基盤となる生活道路の利便性・安全性を高め、歩道の整備等も検討しながら子どもや高齢者にやさしい道路整備を推進するとともに、地域住民の道路愛護思想の普及に努めます。	建設課

第 2 章 【 各 論 】

■主要課題（４）安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

すべての市民が安全且つ快適に外出できるよう、道路整備とあわせて路上障害物の除去、歩道の段差解消など歩行空間の確保を計画的に推進し、公共施設においてはバリアフリー※化を促進します。

※バリアフリー

「障壁のない」の意。建物や道路などの設計で、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障害者に配慮をすること。

【施策の方向性】

① バリアフリーのまちづくり

事業名	事業概要	目標	担当課
歩道等の確保	すべての市民が安全且つ快適に外出できるよう、道路整備とあわせて歩行空間の確保を計画的に推進しています。	道路整備については、今後とも歩道の確保に努めます。	建設課
路上障害物の除去	すべての市民が安全且つ快適に外出できるよう、道路整備にあわせて歩行空間の確保を計画的に推進しています。	安全に通行できるよう、路上の看板等障害物の除去に努めます。	建設課
歩道の段差解消	すべての市民が安全且つ快適に外出できるよう、道路整備にあわせて歩行空間の確保を計画的に推進しています。	安全で自由な通行ができるように、新設、改修を行う場合は、積極的にバリアフリー化の導入を推進します。	建設課
公共施設のバリアフリー化の促進	すべての市民が安全且つ快適に外出できるよう、各施設におけるバリアフリー化を促進しています。	道路整備にあわせた歩行空間の確保、乳児を持つ親のためトイレにベビーチェアの設置、学校施設の耐震化や再編問題を考慮した計画的な施設整備など、各公共施設において、バリアフリー化に努めます。	建設課 総務課 社会教育課 学校教育課 健康増進課 人権福祉課

■主要課題（５）安全・安心まちづくりの推進等

【現状と課題】

子どもの安全を守り、犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設の整備等を含めた安全で安心なまちづくりの推進に努めます。

また、市民や関係団体が一体となって防犯意識の高揚を図ることにより犯罪等の被害防止に努めます。

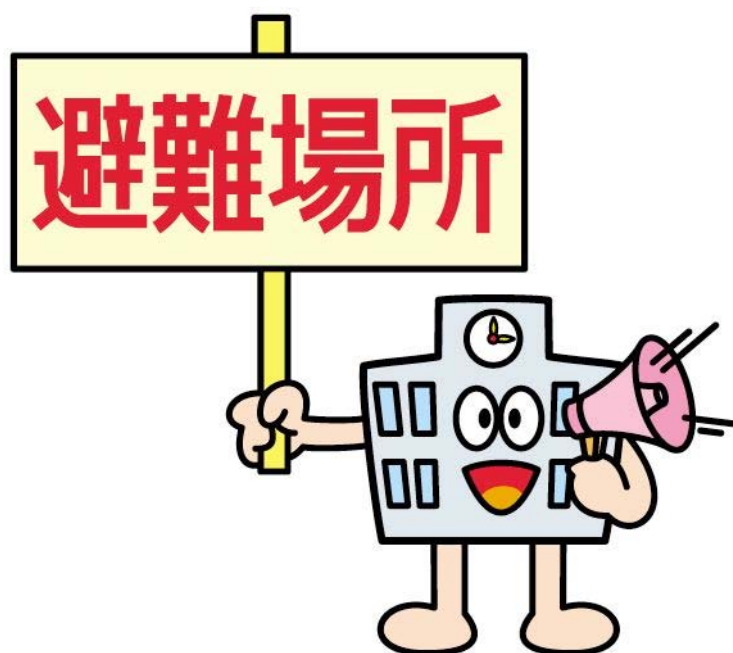
【施策の方向性】

① 防犯に関する施設整備

事業名	事業概要	目標	担当課
防犯灯の普及	各自治会からの設置要望に対して一定の基準で補助金を交付しています。 【20年度】 設置箇所数：83箇所 1,490千円	自治会長会総会等で広く周知し、設置及び交換の推進を図りながら、今後も継続して実施します。	総務課

② 防犯意識の普及・啓発

事業名	事業概要	目標	担当課
「宮若市歳末安全・安心住民大会」の実施	市民、地域活動団体、事業者、行政機関が一体となって、防災・防犯意識の高揚を図るとともに、災害時の対応や身近な犯罪の抑止、暴力追放を推進する「歳末安全・安心住民大会」を毎年実施しています。 【21年度】 日時：12月3日（木） 場所：宮田文化センター	自助・共助の基本理念のもとに、すべての市民が安全で安心して暮らせる生活環境の実現に向け、今後も継続して実施し、防災及び防犯の普及・啓発に努めます。	総務課



基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

■主要課題（1）多様な働き方の実現及び男女が協力し合う働き方の見直し等

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に関する観点からも、今後は男女が協力しあいながら、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方の見直しを検討します。

また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行その他の諸要因を解消できるよう労働者、事業主、地域住民等に対して広報・啓発・情報提供に努め、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

【施策の方向性】

① 「宮若市男女共同参画基本計画」の策定

事業名	事業概要	目標	担当課
「宮若市男女共同参画基本計画」の策定	「男女共同参画基本法」では、市町村に対して、男女共同参画社会の実現に向けた基本方針等を示した基本計画を策定するよう求めています。 宮若市における基本計画の策定と基本計画に基づく男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する事業です。	住民意識調査に基づき、庁内組織、検討委員会（仮称）において協議・検討を行い基本計画を策定します。	人権福祉課

② 啓発活動の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
啓発の推進	男女共同参画社会の実現を図るため、広報紙等を活用した啓発活動や、男女共同参画社会をテーマとした講演会の開催、市職員、市民の意識調査等を実施し推進しています。	人権講演会の開催並びに女性ネットワーク会議（仮称）における各種研修会の開催、広報誌等による周知など啓発活動の充実に努めます。	人権福祉課

■主要課題（2）仕事と子育ての両立のための基盤整備

【現状と課題】

子育てに対する支援として、男女ともに仕事と子育ての両立を進めることは、経済的な部分にとどまらず、男女共同参画の推進の視点からも重要なものとなります。このため、保育サービスの整備等、両立支援対策の充実に努めるとともに、関係法制度等の情報提供や啓発に努めます。

【施策の方向性】

① 保育サービスの充実

事業名	事業概要	目標	担当課
放課後児童健全育成事業 【再掲】	保護者の勤務等の都合により、自宅で児童を監護する人がいない児童を対象に、放課後に小学校等の空教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ることを目的とした事業です。運営は、宮田地区5箇所については宮若市社会福祉協議会、また、若宮地区1箇所については若宮学童クラブ保護者会に委託しています。 【20年度】 6箇所、176名	平成22年度より委託運営を社会福祉協議会へ一本化し、公平なサービスの提供を図ります。 また、現在小学校等の空教室を利用しているため、小学校の統廃合やクラス編制に柔軟に対応した施設整備について検討します。	人権福祉課
病児・病後児保育事業（旧乳幼児健康支援一時預かり事業） 【再掲】	保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所・病院等において保育する事業です。 ・病児対応型 ・病後児対応型 ・体調不良型	病児・病後児保育事業のうち体調不良型の事業実施(1箇所)に向け、看護師の確保や施設整備等準備を行います。 また、病児対応型・病後児対応型についても、本計画に設定した目標事業量の達成に努めます。	人権福祉課
一時預かり事業（旧一時保育事業） 【再掲】	普段家庭において就学前児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育を行います。 【20年度】 2箇所	利用者が年々増加傾向にあるため、市内3箇所の保育所で一時預かり事業が実施できるよう努めます。	人権福祉課
特定保育事業 【再掲】	保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な就学前児童に対して、週2～3日程度、又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行います。 【20年度】 2箇所	就労形態の多様化に伴う保護者のニーズに対応するため、市内3箇所の保育所で特定保育事業が実施できるよう努めます。	人権福祉課
子育て短期支援事業（ショートステイ） 【再掲】	保護者の疾病等の理由により子どもの養育が困難になった場合に、一定期間（1週間程度）、児童福祉施設等において児童を預かる事業です。	児童及び家庭の福祉の向上を図るため、本計画に設定した目標事業量の達成に努めます。	人権福祉課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 【再掲】	保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童を、児童福祉施設等において養育、保護を行う事業です。	今後は、本計画に設定した目標事業量の達成に努めます。	人権福祉課

第 2 章 【 各 論 】

事業名	事業概要	目標	担当課
保育料のコンビニエンスストア納付 【再掲】	平日の昼間が忙しく、また育児に追われている方などで金融機関の営業時間内に保育料の納付ができない場合でも、コンビニエンスストアを利用して休日や夜間を問わず 24 時間いつでも納付できるサービスです。	今後も継続して実施します。	人権福祉課
窓口延長受付 【再掲】	仕事等で忙しく、開庁時間に市役所に来庁できない方のために、毎週木曜日、本庁市民係の窓口の延長を行っています。 【延長時間】 午後 5 時 15 分～午後 7 時 15 分	今後も継続して実施します。	市民生活課
各種手続きの窓口延長受付 【再掲】	各種手当の現況手続きについて、仕事等で忙しく、開庁時間に市役所で手続きができない方のために、一定期間、窓口時間を延長して受付を行うサービスです。 【21 年度受付期間】 児童手当 6/11～6/19 児童扶養手当 8/6～8/13 (特別) 児童扶養手当 8/11～8/21 ひとり親家庭等医療 8/6～8/13	今後も継続して実施します。	人権福祉課 市民生活課
延長保育事業 【再掲】	保護者の就労形態の変化等に伴う保育ニーズの多様化への対応のため、認可保育所において通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。市内全保育所にて 1 時間の延長保育を実施しています。	今後も継続して実施します。さらに長時間の延長については、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）で対応します。	人権福祉課

基本目標 6 子ども等の安全の確保

■主要課題（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

子どもの安全を確保する観点から、子どもを交通事故から守るため警察、保育所、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通マナーの習得など交通安全に関する意識の向上を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

【施策の方向性】

① 交通安全に関する啓発活動の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
広報等による啓発活動	市広報にて、交通安全運動期間中の重点的取り組み事項の周知や特集の掲載、毎月の交通事故発生状況を掲載しています。 また、市内関係機関や団体等へチラシ及びポスターを配布し啓発を行っています。	市広報や市内関係機関・団体等を通じ、広く交通安全に対する意識向上を図ります。	総務課
春・夏・秋・年末の交通安全県民運動時の街頭啓発	交通安全関係機関、団体等により、市内主要交差点において、児童生徒の登下校時間帯に街頭指導を実施しています。	市内団体等の協力を得ながら、継続して街頭指導を行い、交通ルールの遵守と交通安全意識の向上を図ります。	総務課
交通安全物品の配布	宮若交通安全協会に依頼して、反射材等の交通安全物品を配布しています。	交通安全物品の配布を行う事により、交通安全に対する意識向上を図ります。	総務課

② 関係団体との連携

事業名	事業概要	目標	担当課
交通安全協会など関係団体と連携の強化・協力の推進	春・秋の交通安全県民運動実施にあわせて市内約30の機関、団体等による宮若市交通安全対策会議を開催し、期間中の各機関、団体の取り組みについて協議を行うほか、各交通安全諸行事の実施及び参加を行っています。 【20年度】 平成20年9月11日実施 平成21年3月27日実施	今後も継続して実施していく事により、交通安全に対する意識向上及び交通事故の撲滅を図ります。	総務課

第 2 章 【 各 論 】

■主要課題（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

近年では、子どもを巻き込む犯罪が多発しています。こうした犯罪等の被害から子どもを守るために、住民の自主防犯行動を促進するための情報提供の推進、関係機関・団体との連携による防犯パトロール、防犯講習、青少年補導員や校区育成会など関係団体の協力による街頭指導等を継続して実施し、子どもたちの安全の確保に努めます。

【施策の方向性】

① 安全指導・啓発の実施

事業名	事業概要	目標	担当課
広報等による啓発活動	身近な犯罪を捉えて広報誌等による周知、啓発を行っています。 【実施状況】 広報誌「安全安心インフォメーション」に毎月、犯罪発生件数を掲載	身近な犯罪の撲滅、防犯意識の向上を図るため、今後も継続して実施します。 また、小学校等での防犯教室を開催します。	総務課
防犯パトロールの実施	児童生徒の下校時間帯にあわせ、各課・関係機関と協力して市内の小中学校区内を防犯パトロール車で巡回しています。平成 21 年度よりパトロール車を増車し事業の充実に努めています。 また、自治会からの要請に応じて夜間パトロールを実施しています。	児童生徒を交通事故や犯罪から守るため、今後も関係機関等と協力し実施します。	総務課 学校教育課

② 非行防止活動の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
街頭指導事業	青少年育成市民会議等が主催し、青少年補導員や校区育成会など多くの関係団体の協力により、宮若納涼花火大会や若宮八幡宮放生会における街頭指導を実施しています。 地域における青少年の健全育成及び非行防止のため、地域が一体となって取り組んでいます。	地域住民と連携し、継続して実施し非行防止の推進に努めます。	社会教育課

③ 関係団体との連携促進

事業名	事業概要	目標	担当課
関係団体との連携の強化・協力の推進	「宮若市安全で安心して暮らせるまちづくりに関する条例」に基づき、平成 21 年 2 月に「宮若市安全・安心まちづくり協議会」を発足し、関係機関が連携し、地域住民に対する自主防犯活動を促進しています。	平成 22 年 4 月より「宮若市暴力追放に関する条例」を施行します。関係機関と連携しながら、地域住民のより一層の防犯意識の向上と犯罪や暴力防止に努めます。	総務課

■主要課題（3）被害に遭った子どもの保護の推進

【現状と課題】

子どもを巻き込む犯罪や、いじめ、児童虐待等の問題が増加する中、これらの防止に努めるとともに、被害に遭った子どもを早期に発見し、精神的なダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのカウンセリング等の相談事業の充実に努めます。

【施策の方向性】

① 不登校・いじめ問題等の解消

事業名	事業概要	目標	担当課
教育相談事業 【再掲】	スクールカウンセラー及び教育相談員を活用し、児童生徒及び保護者、教職員に対し、不登校やいじめ問題等について相談事業を実施しています。 【20 年度】 スクールカウンセラー 事業：中学校 4 校 スクールソーシャルワーカー 活用事業：中学校 2 校を拠点とする 教育相談事業：小学校 10 校、 中学校 4 校 中学校区内ごとの教職員間の 情報交換	相談対象の低年齢化傾向が見られる中、継続して不登校やいじめ問題等について関係機関との連携の強化を図りながら、早期発見・早期対応に努めます。	学校教育課

基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

■主要課題（1）児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

近年、児童虐待による被害が増大する傾向が見られます。児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発症予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。

特に要保護児童対策地域協議会は、非行を含めた要保護児童問題の予防から児童の自立支援に至るまで、すべての段階で有効であり、今後も、関係機関等の幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらない個々のケースの解決につながるような取り組みを図っていきます。

【施策の方向性】

① 児童虐待防止に関する連携強化

事業名	事業概要	目標	担当課
宮若市要保護児童対策地域協議会	平成 19 年に「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待と思われるケースについて、検討事案として児童相談所等の関係機関や市役所内関係課と連携を取りながら要保護児童等への適切な支援を行っています。 【20 年度】 代表者会議：1 回 実務者会議：3 回 個別ケース検討会議：9 回 実務者会議各部会代表者によるコーディネーター会議を実施（個別ケースの情報交換）：12 回	要保護児童等の個別ケース事例が年々増加傾向にあり、内容も複雑多岐に亘るため、迅速かつ適切な対応のために、調整機関に、専任で一定の資格要件を満たす者を配置します。 また、継続して関係機関の連携強化を図ります。	人権福祉課 健康増進課 学校教育課
家庭児童相談員	家庭における児童の福祉向上を図ることを目的に、家庭児童相談室を設置し、家庭児童相談員を配置しています。 児童に関する相談や要保護児童等の支援を行い、子育て支援サービスの充実を図っています。 【20 年度】 家庭児童相談員 2 名 相談件数 71 件	家庭児童相談室について、広く市民に周知を図るとともに、市内の保育所や幼稚園、小・中学校と連携を取りながら、継続して適切な支援に努めます。	人権福祉課

事業名	事業概要	目標	担当課
主任児童委員による子育て相談 【再掲】	毎月1回、主任児童委員が保健師や家庭児童相談員と連携し、子育てに関する全般について、来所又は電話による相談に応じています。 【21年度】 開催日：第1又は第2水曜日 場所：保健センター	主任児童委員への活動支援を行いながら、今後も継続して実施します。	人権福祉課

■主要課題（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

母子家庭等のひとり親家庭は、子育てをするうえで経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えています。

そのため、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立支援に主眼を置き、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を検討します。

【施策の方向性】

① 経済的支援の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
保育料の減免	保育所入所児童については、市規則に基づき、ひとり親家庭や在宅障害児のいる家庭、また、災害に遭った家庭など状況に応じて保育料の減免を行っています。	継続して保育料の減免を行うとともに、市保育料基準額表における階層区分を宮若市独自で細分化し、子育て家庭の経済的支援を行います。	人権福祉課
児童扶養手当	母子家庭等の生活の安定を図り、自立を促進する目的で、父母の離婚・父の死亡等によって、父と生計を同じくしていない児童について手当を支給しています。	今後も継続して実施し、事業の周知徹底を行うとともに、支給要件について適正な資格審査を行い、適切な手当支給と母子家庭等の自立促進に努めます。	人権福祉課
母子家庭自立支援教育訓練給付事業	母子家庭の母親の自立促進を目的に、該当する教育訓練講座の受講費の一部を助成します。	今後も継続して実施するとともに、母子自立支援員との連携や情報の共有を図り、事業の周知徹底を行います。	人権福祉課
母子家庭高等職業訓練促進給付事業	一定の資格取得のための養成機関に就学する母子家庭の母親に対し、修業期間における生活安定のための資金を助成します。	今後も継続して実施するとともに、母子自立支援員との連携や情報の共有を図り、事業の周知徹底を行います。	人権福祉課

第 2 章 【 各 論 】

② 相談体制の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
母子自立支援員	<p>平成 20 年度より母子自立支援員を配置し、母子家庭の子育て支援や自立促進のため、情報提供や相談業務を行っています。</p> <p>また、母子生活支援施設への入所措置等を実施し自立に向けた指導を行っています。</p> <p>【20 年度】 母子自立支援員：2 名 母子生活支援施設措置：1 件 相談ケース：89 件 相談延回数：746 回</p>	<p>家庭児童相談員との連携や情報の共有化、また、相談受付にかかる関係課や関係機関との情報交換など、円滑な事業の実施に努めます。</p>	人権福祉課
母子自立支援プログラム策定事業	<p>母子家庭の母親の自立促進を目的に、就職や転職を希望する者に対し、母子自立支援員が公共職業安定所の就労支援ナビゲーターと連携し、個々に応じたプログラムを策定し就労を支援しています。</p> <p>【20 年度】 就労支援者数：8 件</p>	<p>機会を捉えて事業の周知を図り、今後も母子家庭の母親の自立促進に努めます。</p>	人権福祉課
要支援児童にかかる情報交換	<p>保健センター、保育所、認定こども園、子育て支援センター、家庭児童相談室の関係機関により、発達について気になるなど支援を要すると思われる児童の情報交換を毎月 1 回実施しています。</p>	<p>支援を要する子どもの早期発見に努め、適切な関わりができるよう、今後も関係機関の連携を円滑にすすめます。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。</p>	人権福祉課 健康増進課

■主要課題（3）障害児施策の充実

【現状と課題】

障害を持つ子どもは、障害のない子どもとの交流の機会が少なく、その保護者については精神的、肉体的また経済的にも負担を感じている方も少なくありません。

障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、相談事業を充実させ、障害のある人、ない人やそれに関わる方から生活全般に関する相談を気軽に行える体制整備に努めます。

また、保育所や放課後健全育成事業における障害児の受入については、個々に応じた配慮を行うとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

【施策の方向性】

① 障害児保育の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
特別支援教育の事業	平成 20 年度より特別支援教育支援員を設置し、児童生徒の障害の種類や程度に応じた適切な教育を行うために、一人ひとりの発達の状況等に応じた特別支援教育を実施しています。 【実施状況】 特別支援教育支援員の配置： 小学校 3 校、中学校 2 校	特別支援教育の充実のため、支援員の市内全小・中学校への配置を目指します。	学校教育課
保育所での障害児受入	市内保育所において、入所要件を満たす障害児の受入を行っています。	受入に際して保育士の加配が必要となるため、保育士の確保を行いながら継続して実施します。	人権福祉課
放課後健全育成事業での障害児受入	市内学童保育所において、学童入所要件を満たす障害児の受入を行っています。 【19 年度】 宮田東学童保育所：3 名、若宮学童クラブ：1 名 【20 年度】 宮田北学童保育所：1 名、宮田学童保育所 1 名、宮田東学童保育所：2 名	今後も、障害児の受入を行います。	人権福祉課

第 2 章 【 各 論 】

② 障害をもつ子ども及びその家庭に対する支援

事業名	事業概要	目標	担当課
介護給付 ・児童デイサービス事業	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行っています。 【20年度】 4人、322日	発達状況に応じた療育訓練を提供し日常生活に必要な基本的生活動作の確立を援助するため、今後も継続して実施します。	健康増進課
移動支援事業	屋外で移動に見守りが困難な障害のある人等に対し、外出のための支援を行い地域における自立生活や社会参加を促進しています。 【20年度】 14人、1,577時間	マンツーマンでの外出支援を行い、今後も継続して実施します。	健康増進課
日中一時支援事業	日中に一時的に見守り等が必要な障害のある人に対して日中活動の場を提供することにより、障害のある人の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保しています。 【20年度】 12人、311回	一時預かりや日中活動の場を提供することにより、今後も日常的な訓練等の支援を継続して実施します。	健康増進課
自立支援医療 ・精神通院医療 ・育成医療	精神疾患を理由として通院医療を受けている人に対し、指定の医療機関で、該当する障害に関する医療を受けた場合に、医療費の一部を公費負担する制度です。 医療費の1割が原則として自己負担ですが、所得に応じて上限が決められています。 申請窓口については、次のとおりです。 精神通院医療→市 育成医療 →県 【20年度】 7人	今後も継続して実施します。	健康増進課
補装具給付事業	身体の障害を補うための義肢、装具などの補装具費（購入費、修理費）を支給する事業です。 負担額は、原則1割ですが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。 支給決定は、障害児の保護者等の申請に基づき市が行います。 【20年度】 購入3件 615千円 修理2件 14千円	自立活動することを目的として指定自立支援医療機関等と連携し、障害状況に適合する補装具の購入・修理費の支給を今後も継続して実施します。	健康増進課

事業名	事業概要	目標	担当課
地域生活支援事業 ・日常生活用具の給付又は貸与	<p>障害児が日常生活を送るうえで必要な生活用具を給付（貸与）する事業です。</p> <p>負担額は原則1割ですが、所得に応じた一定の負担上限が設定されます。</p> <p>給付決定は、障害児の保護者等からの申請に基づき市が行います。</p> <p>【20年度】 紙おむつ 給付36件 388千円 その他の用具給付 8件 396千円</p>	<p>在宅の重度身体・精神・知的障害者に対して、介護訓練支援用具等の給付又は貸与を行うことにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とし事業を行っており、今後も継続して実施します。</p>	健康増進課
相談支援センター事業	<p>障害のある人、ない人やそれに関わる方から生活全般に関する相談を受け支援する事業です。直轄地区の自治体が3箇所の相談支援センターに委託しており、宮若市役所内には相談支援センター「すきっぷ」を設置しています。</p> <p>【20年度】 相談件数：4,245件（延べ）</p>	<p>障害の有無に関わらず気軽に相談できる体制づくりを目指します。</p>	健康増進課
乳幼児発達相談 【再掲】	<p>1歳6ヶ月児・3歳児健診の結果や保護者の相談などから、発達に課題が疑われる幼児を対象に、臨床心理士・言語聴覚士による発達相談を実施しています。</p> <p>【20年度】 回数：12回 受診者数（延）：29人</p>	<p>平成21年度より、相談回数を年間18回に増やし、専門的支援を充実させています。障害の原因となる疾病等の早期発見・早期治療を推進するため、今後も継続して実施します。</p>	健康増進課

第 3 章【目標事業量】

目標事業量一覧

「次世代育成支援対策推進法」において、特定事業に関する目標事業量の設定が定められており、国の行動計画策定指針では、「潜在的なニーズを把握しつつ、現在の利用実態などから目標事業量を設定する」という考え方が示されています。

本市においては、次世代育成支援後期行動計画に関するアンケート調査等の結果や各種事業の実施状況、地域の特性などを十分に勘案し、特定事業に関する目標事業量を設定するとともに、計画推進の指標とします。

	事業名	事業内容	H21 年度見込み	目標事業量 (H26 年度)
1	通常保育事業	保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育する（保育時間：11 時間）。	実施箇所 4 箇所 3 歳未満児 211 人 3 歳以上児 336 人	実施箇所 4 箇所 3 歳未満児 219 人 3 歳以上児 345 人
2	特定保育事業	保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な 3 歳未満児に対して、週 2～3 日程度、又は午前か午後のみ柔軟な保育を行う。	実施箇所 2 箇所 日 平均 10 人	実施箇所 3 箇所 日 平均 15 人
3	延長保育事業	認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う（延長時間：30 分～7 時間。）	実施箇所 4 箇所 利用人数 100 人	実施箇所 4 箇所 利用人数 110 人
4	夜間保育事業	保護者の就業形態・就業時間の多様化に対応するため、午後 10 時までで保育を行う（保育時間：午前 11 時～午後 10 時）。	実施 なし	実施予定 なし
5	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	就労等の都合により保護者が平日の夜間又は休日に不在となる場合に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、生活指導や食事等の提供等を行う。	実施 なし	実施箇所 1 箇所 年間利用数 12 人
6	休日保育事業	日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する。	実施 なし	実施予定 なし

第 3 章 【 目 標 事 業 量 】

	事 業 名	事 業 内 容	H21 年度見込み	目標事業量 (H26 年度)
7	病児・病後児保育事業【病後時対応型】	病気の「回復期」にある児童を保育所・病院等において保育する。	実施 なし	実施箇所 1箇所 延べ利用日数 24日
	病児・病後児保育事業【体調不良型】	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を保育する。	実施 なし	実施箇所 1箇所 延べ利用日数 24日
8	放課後児童健全育成事業	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を与える。	実施箇所 6箇所 登録人数 179人 うち1~3年 135人	実施箇所 6箇所 登録人数 196人 うち1~3年 148人
9	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場など）	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、親子の交流の場づくりなど、地域の子育て家庭に対する支援を行う。	実施箇所 1箇所	実施箇所 2箇所
10	一時預かり事業	普段家庭において児童を保育している保護者の病気等の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する。	実施箇所 2箇所 延べ利用日数 250日	実施箇所 3箇所 延べ利用日数 332日
11	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気なった場合等に、児童福祉施設等において短期間（1週間程度）児童を預かる。	実施 なし	実施箇所 1箇所
12	ファミリーサポートセンター事業	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う。	実施 なし	実施予定 なし

第4章【推進体制】

1 計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政のみならず、家族、地域、事業所をはじめ、市民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、広報誌や市ホームページ等多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

2 関係機関との連携・協働

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育、建設等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、保育所、幼稚園、学校やPTA、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、主任児童委員、事業所など多くの関係機関・団体と連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

さらに、子育て支援施策については国や県の制度に関わる分野も多いことから、国・県の関係機関との連携を図っていきます。

3 施策の推進

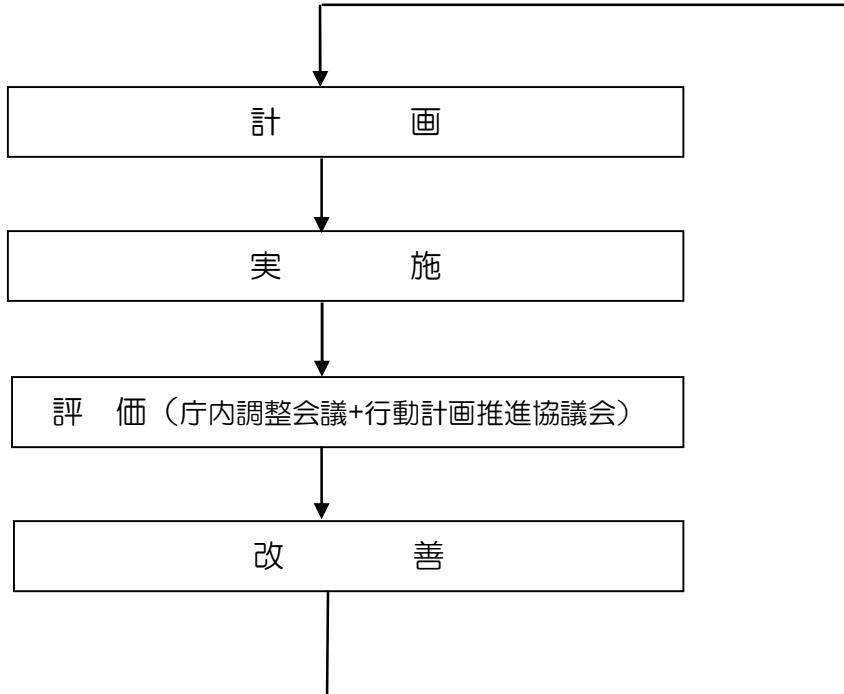
本計画を効率的・総合的に推進するためには、庁内全体での取り組みが必要となるため、個別の施策実施にあたっては必要に応じて関係各課で連携・情報交換を行い、子育てに関わる社会環境の変化などに的確かつ柔軟に対応しながら着実に推進します。

また実施状況の点検・評価及びその後の調整を図ることを目的として年度ごとに庁内関係部局による調整会議を実施し、住民を交えた行動計画推進協議会において進捗状況の確認等を行います。

第 4 章 【 推 進 体 制 】

計画推進体制

本計画においては進捗状況を公表するとともに、事業の評価を行い、必要に応じて事業の改善につなげていくこととします。



【 関 連 資 料 】

次世代育成支援対策推進法

(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針（第七条）

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条—第十一条）

第三節 一般事業主行動計画（第十二条—第十八条）

第四節 特定事業主行動計画（第十九条）

第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）

第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条—第二十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

【 関 連 資 料 】

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

【 関 連 資 料 】

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

【 関 連 資 料 】

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

【 関 連 資 料 】

3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

(権限の委任)

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2

計画策定の経緯

期 日	内 容
平成 21 年 9 月 17 日	第 1 回 宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱の説明 ・ 委員紹介、役員選任 ・ 次世代育成支援対策推進法・行動計画策定指針の概要 ・ 後期次世代育成支援行動計画ニーズ調査結果報告
平成 21 年 10 月 22 日	第 2 回 宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮若市の子どもを取り巻く現状 ・ 宮若市次世代育成支援行動計画（前期計画）進捗状況の報告 ・ 子育て支援サービスに関わる定量的目標事業量の検討
平成 21 年 11 月 26 日	第 3 回 宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮若市次世代育成支援行動計画後期計画（原案）の検討
平成 22 年 1 月 29 日	第 4 回 宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮若市次世代育成支援行動計画後期計画（原案）の検討
平成 22 年 2 月 26 日	第 5 回 宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮若市次世代育成支援行動計画後期計画（原案）の検討・最終承認

宮若市告示第135号

(設置)

第1条 この告示は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく市町村行動計画（以下「行動計画」という。）に関する施策に市民の意見を反映させるため、宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、検討を行い、意見を述べる。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) 行動計画の推進に関する事項
- (3) その他行動計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、23人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係の代表
- (2) 教育関係の代表
- (3) 住民代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、児童福祉担当課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会委員構成

区 分	人数
宮若市教育委員会代表	1名
宮若市民生委員児童委員協議会代表	2名
宮若市小学校校長会代表	1名
宮若市幼稚園代表	1名
宮若市保育所代表	2名
宮若市認定こども園代表	1名
宮若市学童保育所代表	2名
宮若市小学校PTA代表	2名
宮若市幼稚園保護者会代表	2名
宮若市保育所保護者会代表	1名
宮若市認定こども園保護者会代表	1名
宮若市学童保育所保護者会代表	2名
宮若市家庭児童相談員代表	1名
宮若市子育て支援センター代表	1名
宮若市子育て支援関係者代表	1名
宮若商工会議所・若宮商工会代表	2名
計	23名

〔事務局〕

人権福祉課（児童母子福祉係） 3名（課長、補佐、担当）

保健福祉課（福祉グループ） 3名（補佐、係長、担当）

【 関 連 資 料 】

5

宮若市次世代育成支援行動計画推進協議会委員名簿

No.	団 体 名	役職名	代表者名	備 考
1	宮若商工会議所代表	会頭	尾藤 紀之	
2	若宮商工会代表	会長	倉富 俊和	
3	宮若市教育委員会	教育委員長	齊藤 照男	
4	宮若市民生委員児童委員協議会	会長	北村 公夫	
5		主任児童委員	西 美千代	
6	小学校校長会	校長	加留部 重生	宮田北小学校
7	幼稚園教諭代表	園長	麻生 秀子	若宮幼稚園
8	保育所代表	所長	平井 好江	第2保育所
9		園長	中村 千佳子	福丸保育園
10	認定こども園代表	園長	古森 直子	さくら幼児園
11	学童保育所代表	指導員	平野 加代子	宮田北学童
12		指導員	萱嶋 知子	若宮学童
13	小学校PTA代表	PTA会長	長畑 垂矢	宮田南小学校
14		PTA会長	松井 秀臣	吉川小学校
15	幼稚園PTA代表	PTA副会長	秋吉 真弓	若宮幼稚園
16		PTA会長	和田 恵	笠松幼稚園
17	保育所保護者会代表	保護者会	井本 梨加	第2保育所
18	認定こども園後援会代表	保護者会	山元 景子	さくら幼児園
19	学童保育所保護者会代表	保護者	平埜 和子	宮田北学童
20		保護者	崎山 美香子	若宮学童
21	宮若市子育て支援センター代表	センター長	安河 恵美子	
22	宮若市子育て連絡会きらりん代表	副会長	森田 優子	
23	宮若市家庭児童相談員 代表	家庭児童相談員 兼母子自立支援員	浦辺 真知子	

1	人権福祉課 児童母子福祉係	課 長	有吉光彦	事務局
2		課長補佐	吉村浩子	事務局
3		主任主事	田原奈美	事務局
4	保健福祉課 福祉グループ	課長補佐	伊藤清文	事務局
5		係 長	和田靖男	事務局
6		主任主事	谷口裕香	事務局

宮若市次世代育成支援行動計画 後期計画

平成22年3月

発行 宮若市民生部人権福祉課
〒823-0011 宮若市宮田 29 番地 1
電話 0949-32-0517
FAX 0949-32-9430

<http://www.city.miyawaka.lg.jp/>
